

相続税と所得税の二重課税について

—相続税と譲渡所得における二重課税を中心として—

古 谷 勇 二

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

相続税法は相続財産を時価で課税し、他方、所得税法は相続財産のキャピタルゲイン（含み益）につき、相続時には原則として課税を繰り延べ、相続後に生じたキャピタル・ゲインと合わせ、一括して課税している（所得税法 60 条 1 項、取得費の引継ぎ）。前者は、相続による経済的価値の移転に着目した課税であり、後者は資本所得への課税である。このように、従来、相続税と所得税は別個の体系の税目であることから二重課税は存在しないと理解されてきた。

ところが、いわゆる「生保年金二重課税判決」（最三小判平成 22 年 7 月 6 日）は、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨を「同一の経済的価値に対する相続税・贈与税と所得税の二重課税を排除したもの」と解した上で、年金支給額のうち相続税の課税対象となる部分については所得税法 9 条 1 項 16 号により所得税の課税対象とはならない旨の判示をした。これは、相続税と所得税において、何が当該判決のいう二重課税に当たるのかという争点を新たに提示するものであった。

当該判決を契機として、相続前に発生したキャピタル・ゲインについて、所得税を課することは二重課税に当たるとして、二つの訴訟（東京地判平成 25 年 6 月 20 日（控訴審：東京高判平成 25 年 11 月 21 日）、東京地判平成 25 年 7 月 26 日（控訴審：東京高判平成 26 年 3 月 27 日））が相次いで提起されているが、いずれも棄却されたところである。しかしながら、上記裁判例には、「生保年金二重課税判決」の射程が及ばない論拠として、上記裁判例で相続税の課税対象であった不動産と「生保年金二重課税判決」で相続税の課税対象であった生命保険の年金である定期金との実質的差異が明確に説明されていない、所得税法 9 条 1 項 16 号と同法 60 条 1 項 1 号の整合性について深く検討がなされていない等の批判がある。また、清算結了前の株式を相続した場合に、相続税と所得税が課されるのは二重課税に当たるとして提起

され、棄却された訴訟（第一審：大阪地判平成 27 年 4 月 14 日、控訴審：大阪高判平成 28 年 1 月 12 日）もある。

このように、どのような場合において「生保年金二重課税判決」がいう相続税と所得税が二重課税となり得るか否かについては必ずしも明らかになっていないため、課税関係を整理する必要がある。

2 研究の概要

(1) 相続税と所得税の二重課税についての従来の見解

イ 二重課税の概念

二重課税とは、多義的な不確定概念であるが、一般的に、一の納税者に対して、一の課税期間において、一の課税要件事実、行為ないし課税物件を対象に、同種の租税を二度以上課すことを指すとされる。

二重課税については、「二重課税に該当するとしても、これを排除又は調整するか否かは、専ら立法政策上の問題であり、仮にその課税が二重課税に該当するものであるとしても、これを排除する租税法上の明文の規定がない限り、そのことをもって直ちに違法（憲法違反）であるということとはできない」とする見解がある。つまるところ、二重課税であるからといって、直ちに違法又は違憲であるとする根拠も見当たらず、どのような税体系を仕組み、どのような二重課税を排除するかは租税政策の問題であり、立法府の裁量に委ねられているということであろう。

ロ 税制調査会答申及び裁判例

昭和 38 年税制調査会答申では、年金受給権の相続税と所得税の二重課税問題について、「一般に、資産を相続した際、相続税が課され、さらに相続人がその資産を譲渡すれば、被相続人の取得価額を基として所得税が課税されることと同じ問題であって、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題はないものと考えらる。」と答申しており、理論的には、二重課税の問題はないとの整理をしていた。

また、高松高裁平成 8 年 8 月 29 日判決は、「相続税は相続によって取得した財産に対して課税するものであり、所得税は実現した所得（価値の増加）に対して課税するものであって、両者は課税対象を異にしている」とし、「所得税法九条一項二〇号が、『相続により取得するもの』を非課税としているのは、相続という同一原因によって相続税と所得税とを負擔させるのは、同一原因により二重に課税することになるのでこれを回避し、相続税のみを負擔させるという趣旨であり、相続後に実現する所得に対する課税を許さないという趣旨ではない」と判示している。

(2) 所得税法 9 条 1 項 16 号について

イ 沿革

所得税法 9 条 1 項は、「次に掲げる所得については、所得税を課さない」とし、16 号に「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定より相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」としている。

この規定は、昭和 22 年の全文改正時に創設されたものである。そして、シャープ勧告を受けた昭和 25 年の税制改正において、第 6 条 1 項の柱書で、「左に掲げる所得については、所得税を課さない」とし、7 号で「第 9 条第 1 項第 9 号に規定する所得のうち、相続、遺贈又は個人からの贈与に因り取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与に因り取得したものとみなされるものを含む。）」と改正された。この「第 9 条第 1 項第 9 号に規定する所得」とは、一時所得を指すことから、一時所得のうち、相続等による所得について非課税とされたと考えられる。

その後、昭和 37 年の改正で、「第 9 条第 1 項第 9 号に規定する所得」との文言がなくなり、現行法とほぼ同じ規定となった。

このような改正の経緯を辿ったのは、包括的所得概念が採用されたことに伴い、所得類型として一時所得が定められ、その包括的所得概念からすれば、相続、贈与により取得するものも、財産の移転による所得と

ということになり、所得税が課されることとなったため、これらの調整を図るため、所得税について当該非課税規定が設けられたと考えられる。

ロ 趣旨

所得税法 9 条 1 項 16 号は、相続・遺贈または贈与により取得した財産には相続税と所得税の二重課税を排除するために規定されていると考えられる。

ここで、当該非課税規定がどの場面で二重課税を排除するかを理解するために、被相続人から相続人に承継される資産をめぐる場面ごとに分解して課税関係を捉える見解がある。この見解においては、相続人が相続により当該資産を取得した時点で、相続人は、相続により経済的利益を取得するので、包括的所得概念を前提とすれば、相続人によるこの経済的利益の取得について、担税力の増加を認めることになる。したがって、本来であれば、相続人による経済的利益の無償取得について、所得税が課税されるべきである。しかし、相続による経済的利益の取得は、「一時的・偶発的・恩恵的」なものであり、相対的に担税力が小さいなどの特殊性の故に、所得税とは別に相続人の相続税の対象とされる。よって、この段階で相続人が取得した経済的利益について、所得税を非課税とすることが所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨であると考えられる。

上記の見解は、前述した所得税法 9 条 1 項 16 号が導入された沿革からも正当であると考えられる。なぜならば、所得税の包括的所得概念の採用に伴い、相続による財産の移転が所得と考えられることにより導入されたものであり、所得税が非課税とされるのは、あくまで相続等による財産の移転の場面に限定されると考えられるからである。

(3) 生保年金二重課税判決

最高裁は、まず、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨を「同号にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される」とした。その

上で、その者に帰属する所得とは、「当該財産の取得の時点における価額に相当する経済的価値のほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」とした。すなわち、所得税法 9 条 1 項で非課税とされるのは「所得」であり、所得とは経済的価値であるので、取得した資産で判断するのではなく、経済的価値が同一か否かで判断すべきであり、法的には異なる権利であっても、経済的価値が同一であるものに相続税と所得税を課さないのが 9 条 1 項 16 号の解釈であるとしたのである。そのような解釈から、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法 9 条 1 項 16 号により所得税の課税対象とならないとした。本判決は、以上のように説示し、納税者の請求を認容した。

本件で、争いの対象となった財産は生命保険契約に係る年金（受給権）である。本件判決は、生命保険契約に係る年金（受給権）の性質や従来の課税関係が影響したものと思われる。以下では、生命保険契約の性質等について検討する。

イ 本件生命保険契約の性質

本件では、年金払生活保障特約として 10 年間、毎年 230 万円を受け取る権利（年金受給権）を相続人が取得した。年金の支給を受けた場合、保険料との差額につき、所得税課税がされる。本件では相続により原告への資産の移転があったとみなして、年金受給権に相続税が課され、年金支給時に所得税（雑所得）が課されていたということである。

生命保険契約に基づいて支払われる保険金と保険料の関係については、契約者と保険受取人が同一で、保険事故が発生して保険金が支払われる場合、その保険金の額からその支払保険料を差し引いた金額は、その保険受取人の所得に該当し、所得税の課税対象となる。一方、年金保険の

場合、契約者が受給していれば、保険料との差額が所得となっており、契約者に保険料との差額が課税されている。

ところが、契約者と被保険者は同一で、保険受取人が異なる場合、契約者の死亡により保険金が支払われると、契約者の段階で、課税されることがないまま、保険受取人に移転してしまう。これを防ぐには、契約者の死亡する段階で年金受給権を一旦契約者に帰属させ、契約者の所得税を課税した上で、保険受取人に差額を相続等により取得したとみなして、課税することが望ましいが、年金受給権自体は未実現所得であり、年金が受給されるまで具体的に確定しないと考えられているため、所得税法上、年金の受給日まで収入金額に入れるのは難しいと考えられる。

また、自己を被保険者とする生命保険契約の契約者の死亡を保険事故として取得する生命保険金の請求権は、相続税法上、本来の相続財産ではなく、みなし相続財産であることにも留意すべきである。生命保険金の請求権は、法律上の相続の効果で取得するものでなく、保険事故の発生によって、保険金受取人が原始的に取得するのが通説の見解である。保険受取人が原始的に取得するということは、法律的には、相続又は遺贈によって取得した財産であるといえないということになる。そこで、相続税法では、生命保険契約の保険金を相続又は遺贈により取得したものと同視すべき財産であるので、相続税負担の回避を防ぎ、実質的な公平を図るため、みなし相続財産として相続税の対象としている（相続税 3 条）。

ロ 従来の課税関係における一時金と年金の不均衡について

生保年金二重課税判決以前は、生命保険契約に係る生命保険金を一時金で受け取る場合と年金で受け取る場合とで、一時金の場合は相続課税のみ、年金の場合には、相続課税と所得課税の両方が課されていた。このような不均衡が生じていた根本的な原因は、生命保険金を一時金で受け取る場合には、所得と相続が同時に発生するため、所得税法 9 条 1 項 16 号の「相続により取得するもの」という規定が、経済的価値の移転と

しての所得と資産価値の増加（所得の創出）としての所得について、法解釈上そのいずれにも適用されてしまうことにある。その結果、被相続人に発生するはずであった保険料と保険金との差額に係る所得について所得課税がされないこととなる。所得税法は、相続により移転する経済的価値に対しては、包括的所得概念より所得税法 34 条の一時所得に該当し、所得税の対象にもなるので、所得税法 9 条 1 項 16 号により相続税と所得税の二重課税を排除しているのである。このことは、前述したとおり、相続税法 9 条 1 項 16 号の沿革からも明らかだといえる。しかしながら、資産価値の増加による所得（所得の創出）にまで適用されることは、同号が本来企図するところではなく、また、満期保険金や未実現の利得の公平の観点から問題があろう。それでも、生保年金二重課税判決は、一時金で受け取る場合との均衡を優先させ、上記判決を下したということであろう。そのことからすれば、やはり、その背景には、前述した生命保険契約に係る生命保険金及び年金受給権の課税関係等の特殊性があったということであろう。

（４）相続税と譲渡所得の二重課税判決

相続税と譲渡所得の二重課税が争われた事件として、東京高裁平成 25 年 11 月 21 日判決、東京高裁平成 26 年 3 月 27 日判決がある。両判決は、共に控訴人（納税者）の請求が棄却され、納税者は上告したが、上告棄却、上告不受理となった。

本件各譲渡所得判決は、端的に言えば、被相続人の保有期間についてのキャピタル・ゲインの所得税の課税と相続人に対する相続税の課税は、二重課税の関係にないということである。これは、①被相続人の保有期間に係る資産の値上がり益への課税は、被相続人に帰属した利益に対する課税であり、相続人に帰属した利益に対する相続課税とは、二重課税ではない、②所得税法は、被相続人の保有期間に係る資産の値上がり益に対し、相続人段階で課税することを予定しており（所得税 60 条 1 項）、これを非課税所得とするのは所得税法の意図するところではないという論理があると思

われる。①と②の論理は、①の論理が、判決の結論を導いている部分であり、②の論理がその結論部分を補強している部分であるといえる。

イ 本件判決と生保年金二重課税判決との関係について

①の論理については、所得税法 9 条 1 項 16 号は、相続等により財産が移転することによる相続人等の経済的利益の取得に対して相続税等を課し、所得税の課税対象とならないことを規定しているものであるということである。これは、前述のとおり、所得税法 9 条 1 項 16 号の沿革から包括的所得概念が導入されたことに伴い、創設されたことから理解できる。この理解を前提として、生保年金二重課税判決についても、明示的ではないが、毎年受給する年金の価値を年金受給権の相続時の時価として評価し、その運用益部分を分けて考え、年金受給権で相続税がすでに課税された部分については所得税法 9 条 1 項 16 号の適用があるが、運用益への所得税の課税は相続人が相続財産を運用して新たな経済的利益を獲得した段階での課税であり、二重課税には当たらないとされていると考えられる。よって、相続等の対象となったものに所得税を課税しないものであると枠組については、生保年金二重課税判決も同様の理解であると考えられる。

本件各譲渡所得判決で争点となったのは、被相続人が保有している期間に発生したキャピタル・ゲイン課税を相続人が売却した時点で課税する所得税と、相続人が相続により当該資産を取得した段階で課税する相続税の課税関係である。前述の生保年金二重課税判決の理解に鑑みれば、経済的利益の発生の場面も異にしており、また、その発生の元を辿れば、帰属する主体も被相続人と相続人で異にしている。すなわち、課税される所得分類もそうであるが、そもそもの所得の帰属先を異にしており、二重課税には当たらないと考えられる。

ロ 所得税法 60 条 1 項と所得税法 9 条 1 項 16 号の関係について

譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移

転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものであるとされる。他方、所得税法 60 条 1 項は、居住者が同項 1 号所定の贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）により取得した資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算について、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなす旨を定めている。上記の譲渡所得課税の趣旨からすれば、贈与、相続又は遺贈であっても、当該資産についてその時における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして譲渡所得課税がされるべきところ（所得税法 59 条 1 項）、所得税法 60 条 1 項 1 号所定の贈与等にあつては、その時点では資産の増加益が具体的に顕在化しないため、その時点における譲渡所得課税について納税者の納得を得難いことから、これを留保し、その後受贈者等が資産を譲渡することによってその増加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとしたものであり、その本旨は、増加益に対する課税の繰延べにある。

ここで、本件事案のように、居住者が、所得税法 60 条 1 項 1 号に定める事由によって取得した資産を誰かに譲渡したとする。その経済的利得について、所得税法 9 条 1 項 16 号の適用があるとすれば、当該経済的利得は非課税となり、そもそも所得とならないはずである。その場合、所得金額の計算に関する所得税法 60 条 1 項 1 号は適用対象を失い、その存在意義が不分明になる。したがって、所得税法が全体としてそのような仕組みを採っていないと理解することは、論理必然的ではないにしても相当の合理性がある。

(5) 相続税とみなし配当所得の二重課税判決

生保年金二重課税判決後に相続税と所得税の二重課税が争われた判決として、前述の相続税と譲渡所得の二重課税判決以外に、相続税とみなし配当所得の二重課税判決がある。当該判決は、第一審（大阪地判平成 27 年 4 月 14 日）、控訴審（大阪高裁平成 28 年 1 月 12 日判決）とも納税者の請求が棄却されている。以下、当該判決について検討する。

当該判決は、まず、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨について生保年金二重課税判決を参照して、「同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」とした。

そして、相続開始ときに、残余財産分配請求権を基礎とする本件各分配金に係る債権が既に具体的に発生していたといえないことを理由に、相続によって本件各分配金に相当する経済的価値を取得したといえないとした。

次に、所得税法 9 条 1 項 16 号と相続により取得した株式に係るみなし配当所得の関係について、まず、所得税法 25 条 1 項 4 号のみなし配当課税の趣旨について、清算手続が終了した法人の残余財産を株主等に対して分配することは、形式的には法人の利益の配当に当たらないものの、実質的には所得税法 25 条 1 項 4 号が定めるみなし配当課税は、株主等が法人の清算に伴い、それまでその法人に留保されていた利益を残余財産の分配として受けたことを課税対象とするものであるから、実質的には利益の配当に相当するといえることができるため、株主等が残余財産の分配として受けた経済的利益を配当とみなして課税することにしたものと解し、みなし配当課税は、当該法人の株式を相続人が相続した場合における株式についての相続税の課税とは課税対象を異にするとし、みなし配当課税は法人に留保されている利益の分配を原因として実現した経済的利益を課税の原因とするものであるから、所得税法 9 条 1 項 16 号のいう相続等を原因として取得したものということとはできないとした。所得税法 9 条 1 項 16 号は、相続等を原因とした財産の移転によって発生する所得に対して非課税とすることに止まるということを確認したものであると考えられる。

そして、本件株式の評価が残余財産分配金の見込み金額でされている理由については、相続時点での価値として他の評価方法がないからにすぎない、あくまでかかる方法によって本件株式の評価をしたに止まるとの判示をしている。これは清算中の会社の株式の評価方法が、他の方法が選択で

きない中で、残余財産分配金の見込み金額とするのが適当であったということであって、そのことだけをもって、「同一の経済的価値」に相続税と所得税との二重課税を課したもとはならないであろう。

また、みなし配当課税については、当時の所得税法に 60 条のような相続した株の留保利益に対する課税を繰り延べる規定がないことを理由に、被相続人が株式を保有している期間における留保利益（みなし配当金）に相当する経済的価値は相続税として課税することを所得税は予定しており、所得税は所得税法 9 条 1 項 16 号の規定に照らして課税されない旨の原告らの主張に対して、所得税法 25 条 1 項 4 号が、資本金等の額を超える残余財産分配金等を所得税の課税対象としており、当該株主が株主であった期間に係るものに限定されておらず、また、本件株式を相続により取得した場合によってもこの理は変わらないとし、また、生保年金二重課税判決後に定められた所得税法 67 条の 4 の規定ぶりからも所得税法が予定した合理的解釈であると裏付けられていると判示している。このことから、所得税法 60 条 1 項の規定の適用されない所得分類についても、所得税と相続税の課税対象が異なり、所得税法で課税が予定されていると判断されるものについては、所得税法 9 条 1 項 16 号が適用されないということであろう。

(6) 生保年金二重課税判決の射程

前述した相続税と譲渡所得の二重課税判決及び相続税とみなし配当所得の二重課税判決は、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨については、生保年金二重課税判決を参照し、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」について所得税を課さないこととしているのは、これらによる所得は、相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除するためのものであると解しているが、相続税と譲渡所得の二重課税判決である東京高裁平成 26 年 3 月 27 日

判決では「その文言どおり、相続、遺贈又は個人からの贈与に起因する所得に対して所得税を課さないとするにとどまり、相続等によらない所得(相続等以外の他の原因による所得)に対してまで所得税を課さないとする趣旨を含むものではない」とし、また、相続税とみなし配当所得の二重課税判決である大阪高裁平成 28 年 1 月 12 日判決においては「相続等によらない所得についてまで所得税を非課税とするものではない」としている。ここでいう相続等に起因する所得とは、上記(2)のロで述べた相続人が相続により当該資産を取得した時点で被相続人から相続人への相続等により資産が移転することにより相続人等に発生する所得であると思われる。この判示事項と前述した所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨、沿革等から勘案すれば、当該所得以外のものについては、原則的には、所得税法 9 条 1 項 16 号が適用されないと考える。

また、相続税と譲渡所得の二重課税判決である東京高裁平成 25 年 11 月 21 日判決では、「平成 22 年最判は、相続人が保険会社から受領する年金払特約付き生命保険の年金について本件非課税規定により所得税が課せられないかどうかの問題となった事案であり、本件とは異にしている」との判示しており、大阪高裁平成 28 年 1 月 12 日判決は、「所得税法が、本件株式の相続による所得とは別に、みなし配当所得が認められる場合に、同所得に対する課税を予定していることは、いずれも・・・認定説示したとおりである。したがって、平成 22 年最判は、本件と事案を異にするものである言わざるを得」と判示している。これらの事案と生保年金二重課税判決が事案を異にしている理由は、やはり前述した生命保険契約に係る生命保険金及び年金受給権の課税関係等の特殊性があったということであろう。よって、生保年金二重課税判決の射程については、直接的には、当該判決で問題となった保険会社から受領する生命保険契約に係る年金(受給権)に限られることが考えられる。そこから生命保険契約に係る年金(受給権)の性質に鑑みれば、本来の相続財産ではなく相続税法上のみなし相続財産等で、相続人等が原始的に取得する資産であり、相続開始時点で将

来得ることのできる受領額が確定しており、納税者の選択により、その選択によって課税関係の不均衡が起るような財産は、生保年金二重課税判決の射程が及ぶ可能性があると考ええる。

3 結論

生保年金二重課税判決は、問題となった生命保険契約に係る年金の性質や課税関係に特殊性が認められ、非課税規定である所得税法 9 条 1 項 16 号の沿革や趣旨、生保年金二重課税判決後の裁判例からすると、その射程は 2 の (6) で考察したとおり限定的であると考えられる。

目 次

はじめに	187
1 研究の目的	187
2 本稿の構成	188
第 1 章 生保年金二重課税判決	189
第 1 節 相続税と所得税の二重課税についての従来の見解	189
1 二重課税の概念	189
2 昭和 38 年税制調査会答申	190
3 裁判例	190
4 相続税の課税方式	191
5 相続税の課税根拠	192
6 所得税法 9 条 1 項 16 号について	193
7 小括	197
第 2 節 生保年金二重課税判決	198
1 事実の概要	198
2 地裁判決（長崎地判平成 18 年 11 月 7 日訟月 54 卷 9 号 2110 頁）	199
3 高裁判決（福岡高判平成 19 年 10 月 25 日訟月 54 卷 9 号 2090 頁）	199
4 最高裁判決（最高裁平成 22 年 7 月 6 日判決民集 64 卷 5 号 1277 頁）	200
5 検討	202
6 生保年金二重課税判決後の国の対応	208
第 2 章 相続税と譲渡所得の二重課税判決	210
第 1 節 東京高裁平成 26 年 3 月 27 日判決	210
1 事実の概要	210
2 当事者の主張	211

3	地裁判決（東京地裁 25 年 7 月 26 日判決）	213
4	高裁判決（東京高裁平成 26 年 3 月 27 日判決）	216
第 2 節	東京高裁平成 25 年 11 月 21 日判決	218
1	事実の概要	218
2	地裁判決（東京地裁平成 25 年 6 月 20 日判決）	219
3	高裁判決（東京高裁平成 25 年 11 月 21 日判決）	220
第 3 節	相続税と譲渡所得の二重課税について	222
1	本件各譲渡所得判決と生保年金二重課税判決との関係について	222
2	所得税法 60 条 1 項と所得税法 9 条 1 項 16 号の関係について	225
第 3 章	相続税とみなし配当所得の二重課税判決	229
第 1 節	地裁判決（大阪地裁平成 27 年 4 月 14 日判決）	229
1	事実の概要等	229
2	判旨	232
第 2 節	高裁判決（大阪高裁平成 28 年 1 月 12 日判決）	235
第 3 節	検討	237
第 4 章	生保年金二重課税判決の射程	241
第 1 節	生保年金二重課税判決と他の二重課税判決との異同	241
1	生保年金二重課税判決	241
2	本件各譲渡所得判決	242
3	相続税とみなし配当所得の二重課税判決	243
4	生保年金二重課税判決と他の二重課税判決との異同について	243
第 2 節	生保年金二重課税判決の射程	244
	結びに代えて	247

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、平成 29 年 6 月 30 日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
所得税法	所得税
相続税法	相続税
所得税基本通達	所基通

はじめに

1 研究の目的

相続税法は相続財産を時価で課税し、他方、所得税法は相続財産のキャピタルゲイン（含み益）につき、相続時には原則として課税を繰り延べ、相続後に生じたキャピタル・ゲインと合わせ、一括して課税している（所得税 60 条 1 項、取得費の引継ぎ）。前者は、相続による経済的価値の移転に着目した課税であり、後者は資本所得への課税である。このように、従来、相続税と所得税は別個の体系の税目であることから二重課税は存在しないと理解されてきた。

ところが、いわゆる「生保年金二重課税判決⁽¹⁾」（最三小判平成 22 年 7 月 6 日⁽²⁾）は、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨を「同一の経済的価値に対する相続税・贈与税と所得税の二重課税を排除したもの」と解した上で、年金支給額のうち相続税の課税対象となる部分については所得税法 9 条 1 項 16 号⁽³⁾により所得税の課税対象とはならない旨の判示をした。これは、相続税と所得税において、何が当該判決のいう二重課税に当たるのかという争点を新たに提示するものであった。

当該判決を契機として、相続前に発生したキャピタル・ゲインについて、所得税を課することは二重課税に当たるとして、二つの訴訟（東京地判平成 25 年 6 月 20 日⁽⁴⁾（控訴審：東京高判平成 25 年 11 月 21 日⁽⁵⁾）、東京地判平成 25 年 7 月 26 日⁽⁶⁾（控訴審：東京高判平成 26 年 3 月 27 日⁽⁷⁾）が相次い

(1) 民集 64 巻 5 号 1277 頁。他の文献においては、「長崎年金訴訟」と表現されることもあるが、本稿では「生保年金二重課税判決」との記載で統一し、以下、「生保年金二重課税判決」という。

(2) 民集 64 巻 5 号 1277 頁。

(3) 判決当時は、所得税法 9 条 1 項 15 号。

(4) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=83868) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(5) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=84386) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(6) 税資 263 号順号 12265 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2013/pdf/>)

で提起されているが、いずれも棄却されたところである。しかしながら、上記裁判例には、「生保年金二重課税判決」の射程が及ばない論拠として、上記裁判例で相続税の課税対象であった不動産と「生保年金二重課税判決」で相続税の課税対象であった生命保険の年金である定期金との実質的差異が明確に説明されていない、所得税法 9 条 1 項 16 号と同法 60 条 1 項 1 号の整合性について深く検討がなされていない等の批判⁽⁶⁾がある。また、清算結了前の株式を相続した場合に、相続税と所得税が課されるのは二重課税に当たるとして提起され、棄却された訴訟（大阪地判平成 27 年 4 月 14 日⁽⁹⁾、（控訴審：大阪高判平成 28 年 1 月 12 日⁽¹⁰⁾）もある。

このように、どのような場合において「生保年金二重課税判決」がいう相続税と所得税が二重課税となり得るか否かについては必ずしも明らかになっていないため、課税関係を整理する必要がある。

2 本稿の構成

本稿においては、まず第 1 章で、生保年金二重課税判決以前の相続税と所得税の従前の見解、所得税法 9 条 1 項 16 号の沿革等を考察し、続いて生保年金二重課税判決について検討する。第 2 章においては、相続税と譲渡所得税の二重課税について、二つの裁判例を中心に検討する。また、第 3 章では、相続税と所得税の二重課税が争われた相続税とみなし配当所得の二重課税判決について検討する。最後に、第 4 章において、第 3 章までの考察を踏まえ、生保年金二重課税判決の射程について検討する。

12265.pdf) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

- (7) 税資 264 号順号 12443 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2014/pdf/12443.pdf>) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。
- (8) 山田二郎「判批」ジュリスト 1476 号 114 頁 (2015)、酒井克彦「相続した土地の含み益への譲渡所得課税の二重課税問題 (上)」税務事例 45 巻 9 号 9 頁 (2013)、品川芳宣「判批」TKC 税研情報 22 巻 6 号 54-55 頁 (2013) 等。
- (9) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=85288) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。
- (10) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=86085) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

第 1 章 生保年金二重課税判決

本章では、相続税と所得税についての二重課税が問題となった生保年金二重課税判決を中心に考察する。最初に、生保年金二重課税判決以前において、相続税と所得税の二重課税は、どのように考えられていたかを概観する。続いて、生保年金二重課税判決について判決内容を概観し、検討する。

第 1 節 相続税と所得税の二重課税についての従来の見解

1 二重課税の概念

二重課税とは、多義的な不確定概念であるが、一般的に、一の納税者に対して、一の課税期間において、一の課税要件事実、行為ないし課税物件を対象に、同種の租税を二度以上課すことを指すとされる⁽¹¹⁾。

二重課税については、「二重課税に該当するとしても、これを排除又は調整するか否かは、専ら立法政策上の問題であり、仮にその課税が二重課税に該当するものであるとしても、これを排除する租税法上の明文の規定がない限り、そのことをもって直ちに違法（憲法違反）であるということとはできない⁽¹²⁾」とする見解がある。つまるところ、二重課税であるからといって、直

-
- (11) 石村耕治「二重課税とは何か—電子商取引全盛時代の二重課税の概念とは」獨協法学 94 号 83 頁 (2014)。また、井出文雄『新稿近代財政学〔第四改訂版〕』（税務経理協会、1982）383 頁では、二重課税には「形式的二重課税と実質的二重課税とがある。形式的二重課税とは、単一の課税権が、種々の租税を、単一の租税主体および単一の税源に課する場合である。たとえば、A なる者の所得（税源）に、所得税、消費税等を課する場合であり、税源たる所得を的確に捕捉せんとするものであり、現代各国の租税制度は、みなこの形式的二重課税である」とする。法律学小辞典においては、「同一の課税物件（課税の対象）に対して 2 度以上重複して課税することをいう。例えば、日本の会社のアメリカ支店の所得に対して、アメリカも日本も所得税を課すが、これは国際的の二重課税の例であり、個人・法人の所得に対し、国は所得税・法人税を課し、地方公共団体は住民税を課すのは、国内における二重課税の例である」とされている。高橋和之ほか編『法律学小辞典〔第 5 版〕』1043 頁（有斐閣、2016）。
- (12) 小林栢弘「個人年金保険（生命保険）に係る所得税及び相続税・贈与税について—長崎地裁判決（18.11.7 判決）を中心として—」週刊税務通信 2969 号 50 頁（2007）。

ちに違法又は違憲であるとする根拠も見当たらず、どのような税体系を仕組み、どのような二重課税を排除するかは租税政策の問題であり、立法府の裁量に委ねられているということであろう⁽¹³⁾。

2 昭和 38 年税制調査会答申

昭和 38 年の税制調査会においては、年金受給権についての相続税と所得税の二重課税問題について、被相続人が掛金を負担した年金契約に基づく年金受給権は、相続財産として時価により評価し、相続税の課税が行われ、更にその年金受給権に基づき支払いを受けるときは、その年金から被相続人が負担した掛金を控除した残金に対して所得税が課税されることとなっているところから、二重課税の弊を免れないとの意見に対して、「一般に、資産を相続した際、相続税が課され、さらに相続人がその資産を譲渡すれば、被相続人の取得価額を基として所得税が課税されることと同じ問題であって、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題はないものとする。」⁽¹⁴⁾との答申がされており、理論的には、二重課税の問題はないとの整理がされていた。

3 裁判例

生保年金二重課税判決以前の所得税法 9 条 1 項 16 号についての裁判例をみると、高松高裁平成 8 年 8 月 29 日判決⁽¹⁵⁾は、「相続税は相続によって取得した財産に対して課税するものであり、所得税は実現した所得（価値の増加）に対して課税するものであって、両者は課税対象を異にしている」と

(13) 小池正明「年金払生保の相続税・所得税の二重課税」税理 53 卷 10 号 22-23 頁 (2010)。生保年金二重課税事件の根源的な問題は、そもそも二重課税の概念が必ずしも明確にされてこなかったこと、その結果として、所得税法 9 条 1 項 16 号の非課税規定の解釈が確立していなかったことにあると考えられるとしている。

(14) 政府税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」(昭和 38 年 12 月 6 日)。

(15) 税資 220 号 522 頁。

し、「所得税法九条一項二〇号⁽¹⁶⁾が、『相続により取得するもの』を非課税としているのは、相続という同一原因によって相続税と所得税とを負擔させるのは、同一原因により二重に課税することになるのでこれを回避し、相続税のみを負擔させるという趣旨であり、相続後に実現する所得に対する課税を許さないという趣旨ではない」と判示している。

また、名古屋地裁平成元年 7 月 28 日判決⁽¹⁷⁾は、「法九条一項二〇号⁽¹⁸⁾は、『相続、遺贈または個人からの贈与により取得するもの（相続税法・・・の規定により、相続、遺贈または個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）』と規定して、相続税法がみなし相続財産等とする死亡保険金（たとえば、相続税法三条一項一号）を非課税所得に含めているが、これは、相続財産等とみなされる死亡保険金に対する所得税と相続税の二重課税を避けるために、所得税法上はこれを非課税所得として扱う趣旨と解せられるところ、これからすれば、所得税法は、右規定に定める以外の死亡保険金を課税所得とすることを当然の前提にしているものと解されるのである。・・・原告は、本件保険金等のような傷害による死亡に基因して支払われる保険金等も含めて解すべきである旨主張するが、・・・課税の公平性、明確性の見地から非課税所得を制限的に列挙した法九条には厳格な解釈が要求されることにかんがみても、採用することができない。」と判示している。

4 相続税の課税方式

相続税の課税方式には、2つの類型がある。遺産課税方式と遺産取得課税方式である。遺産課税方式は、遺産に着目し、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、英米系の国々で採用されている。もう一つの遺産取得課税方式は、相続人の純資産の増加に着目し、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度であり、ヨーロッパ大陸諸国にお

(16) 現行所得税法 9 条 1 項 16 号。

(17) 税資 173 号 417 頁。

(18) 現行所得税法 9 条 1 項 16 号。

いて採用されている⁽¹⁹⁾。

我が国は、明治 38 年に相続税を導入して以来、遺産税の体系であったが、昭和 25 年のシャープ勧告に基づく税制改正以降、遺産取得課税の体系に移行して現在に至っている⁽²⁰⁾。

5 相続税の課税根拠

相続税の課税根拠については、必ずしも一致した見解はないが、代表的なものについては次の三つが挙げられる⁽²¹⁾。

第一に、被相続人から相続人が財産を譲り受けることができるのは、相続という制度が国家により保証されているからであり、国家は相続財産の一部を手中に収めることができるという考え方である。その背後には税収の確保という考え方が存在するといえる。

第二に、相続税を所得税の補完税として捉える考え方である。この考え方は、相続税を、相続人に対する所得税の補完税と考える考え方と、被相続人に対する所得税の補完税と考える考え方に分けることができる。前者は、相続による財産の取得は、偶発的利得であるが、担税力の増加が認められるから、相続人にとっては一時所得に当たる。この考え方は、包括的所得概念⁽²²⁾にも整合的である。また、相続人の純資産の増加に着目して課税を行う遺産取得課税方式にも親和的であるといえる。よって、所得税とは別に相続税が

(19) 金子宏『租税法〔第 22 版〕』624 頁（弘文堂、2017）、浅妻章如「相続税の性質とあり方」税研 184 号 24 頁（2015）参照。

(20) 金子・前掲注（19）624 頁。遺産がどのように分割されても、税額の合計額が、相続人が法定相続分で相続したと仮定した場合の税額の合計額と等しくなるようにしているため、純粋な遺産取得税体系を修正していることに注意する必要があるとする。

(21) 相続税の課税根拠については、中里実「相続税の理論的問題点 - 研究ノート -」海外住宅・不動産税制研究会編著『相続・贈与税制再編の新たな潮流』311-312 頁（日本住宅総合センター、2010）及び水野忠恒『大系租税法』691-693 頁（中央経済社、2015）を参照している。

(22) 人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成する考え方であり、この考え方によれば、反復的・継続的な利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれることになる。金子・前掲注（19）187 頁。

課されていると考えれば、相続税は所得税の補完税ということになる。後者は、所得税全般についても、所得が完全に把握されているとは思われないので、相続の時点で所得税の清算課税が必要であるという考え方に基づくものである。

第三に、富の集中の防止、富の再分配が挙げられる。相続税は、所得税に比べて本人の努力によるものではなく、偶発的なものであるので富を再分配すべきという考え方である。

上記三つの相続税の課税根拠の考え方で、相続税と所得税の二重課税の問題に関わるものは、第二の相続税を所得税の補完税として捉える考え方であり、相続人に対する所得税の補完税とするものであろう。現在、遺産取得課税方式である我が国では、相続による財産の取得については相続税を課し、その代わりに所得税を課さないことにより、相続税と所得税が二重に課されないように調整していると考えられる。そのことを律する規定が所得税法 9 条 1 項 16 項である。次項では、所得税法 9 条 1 項 16 号の規定の沿革等について考察する。

6 所得税法 9 条 1 項 16 号について

(1) 沿革

所得税法 9 条 1 項は、その柱書きにおいて、「次に掲げる所得については、所得税を課さない」とし、16 号に「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定より相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」としている。

当該規定により、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの等については、所得税を課さないということになり、相続税と所得税の二重課税が排除されることになる。当該規定は、昭和 22 年の全文改正時に創設されたものであり、それまで一時的、偶発的利得は課税から除外されて

いたもの⁽²³⁾が、全面的に改められ、所得を利子、配当、臨時配当、給与、退職、山林、譲渡、一時及び事業等の 9 種類に分類し、あらゆる源泉の所得を課税所得とみる純資産増加説的な所得概念（包括的所得概念）への移行に伴うものである⁽²⁴⁾。所得税法の非課税規定は、当初、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得について、所得税を課さない旨規定していた⁽²⁵⁾のが、その後、昭和 22 年の 11 月に行われた税制改正（昭和 22 年法律 142 号）で、「第 9 条第 1 項第 8 号⁽²⁶⁾に規定する所得のうち、贈与、遺贈又は相続に因り取得したもの、生命保険契約に基き死亡を原因として支払を受けた保険金、障害保険契約又は損害保険契約に基き、支払を受けた保険金、損害賠償に因り取得したもの、慰藉料その他これらに類するもの」と改正された。

そして、シャープ勧告を受けた昭和 25 年の税制改正において、第 6 条 1 項の柱書で、「左に掲げる所得については、所得税を課さない」とし、7 号で「第 9 条第 1 項第 9 号に規定する所得のうち、相続、遺贈又は個人からの贈与に因り取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与に因り取得したものとみなされるものを含む。）」と改正された。この「第 9 条第 1 項第 9 号に規定する所得」とは、一時所得を指すことから、一時所得のうち、相続等による所得について非課税とされた。

(23) 昭和 22 年の全文改正前においては、「営利ノ事業ニ属セザル一時ノ所得」ないし「営利を目的トスル継続的行為ヨリ生ジタル非ザル一時ノ所得」は原則として課税の対象外とされていた。武昌昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』473 頁（第一法規出版、加除式）。

(24) 第二次大戦後までは所得源泉的な所得概念をとっており、一時的、偶発的、恩恵的利得は、所得から除外されていた。注解所得税法研究会編『五訂版注解所得税法』213 頁（大蔵財務協会、2011）。

(25) 所得税法 6 条に左に掲げる所得については所得税を課さないとし、第 5 号に、第 9 条第 1 項第 8 号に規定する所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得（第 42 条第 1 項に規定する所得を除く。）と規定していた。

(26) 当時の所得税法第 9 条第 1 項は、「所得税の課税標準は、左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額の合計金額による」とし、第 8 号で「前各号以外の所得（以下事業等所得という。）はその年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額」と規定していた。

その後、昭和 37 年の改正で、「第 9 条第 1 項第 9 号に規定する所得」との文言がなくなり、現行法とほぼ同じ規定となった。

このような改正の経緯を辿ったのは、まず、昭和 22 年の所得税法の改正によって、包括的所得概念が採用されたことに伴い、所得類型として一時所得が定められ、包括的所得概念に基づく、相続、贈与により取得するものも、財産の移転による所得ということになり、所得税が課されることとなったため、これらの調整を図るため、所得税について当該非課税規定が設けられたと考えられる。ただし、当時の相続税、贈与税には遺産課税方式であったことから、相続人や受贈者に課税される体系ではなかった。直接的に二重課税が生じたわけではなかった。しかし、被相続人ないし贈与者に相続税ないし贈与税が課された上で、相続人や受贈者に所得税が課されるのでは国民の納得が得られないという考えに基づいて創設されたものであると考えられる⁽²⁷⁾。また、広い意味での二重課税の調整のほかに、相続、贈与等による恩恵的利得は所得に含まれないとする伝統的な所得概念の影響があったとも考えられる⁽²⁸⁾。

(2) 趣旨

所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨は、相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除するためのものであると考えられる⁽²⁹⁾。

他には、家族内の所得移転について特別に考え、所得税でなく、相続税もしくは贈与税において取り扱うものとしているとみることもできる⁽³⁰⁾。

ここで、当該条項の趣旨の理解を容易にするために、被相続人から相続人に承継される資産をめぐる場面を次の四つに分解して、課税関係を考える見解がある⁽³¹⁾。

(27) 酒井克彦『裁判例からみる所得税法』72-73 頁（大蔵財務協会、2016）。

(28) 注解所得税法研究会・前掲注（24）834 頁。

(29) 金子・前掲注（19）288 頁。生保年金二重課税判決においても同旨。

(30) 水野・前掲注（21）153 頁。

(31) 以下、四つの場面に分け課税関係を考える見解について、馬場陽「生命保険年金二重課税判決」税務事例 48 巻 5 号 40 頁（2016）参照。

① 被相続人がある資産を取得した時点

被相続人について、所得税の課税は起こらない。

② 被相続人が保有する当該資産からのキャピタル・ゲインが発生した時点

被相続人の保有期間中に、当該資産からキャピタル・ゲインに対し、その発生の都度あるいは一定の期間ごとに所得税を課税することが考えられるが、未実現利得の把握が困難であるという実的な理由から現行所得税法は、この段階での課税を差し控える。

しかし、これではキャピタル・ゲインに対する課税が無限に繰り延べられてしまう。そこで、所得税法は、「贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）により「居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合」について、所得の計算上、これを時価に相当する金額による譲渡とみなす規定を設け（所得税 59 条 1 項）、その時点での清算課税を可能にする。そして、「贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）」の場合については、取得費の引継ぎを定めることで（所得税 60 条 1 項）、被相続人の保有期間に係るキャピタル・ゲインに対しても将来のある時点で清算課税ができるように手当てしている。

③ 相続人が相続により当該資産を取得した時点

相続人は、相続により経済的利益を取得する。包括的所得概念を前提とすれば、相続人によるこの経済的利益の取得について、担税力の増加を認めることになる。したがって、本来であれば、相続人による経済的利益の無償取得について、所得税が課税されるべきである。しかし、相続による経済的利益の取得は、「一時的・偶発的・恩恵的」なものであり、相対的に担税力が小さいなどの特殊性があるため、所得税とは別に相続税の対象とされる。

④ 相続人が当該資産を運用して新たな経済的利益を獲得した時点

この段階で相続人が当該資産を運用して得た経済的利益に対して所得課税をすることは、相続人が創出した所得に課税することであり、相続により取得したものに課税することで当たらず、所得税法 9 条 1 項 16 号によって禁止されていない。

以上のように整理した場合、相続税は所得税の特別税ないし補完税であるから、③で課された経済的利益の取得について、更に③の段階で所得税を課税することは許されないとされる⁽³²⁾。

上記の見解は、前述した所得税法 9 条 1 項 16 号が導入された沿革からも正当であると考えられる。なぜならば、所得税の包括的所得概念の採用に伴い、相続による財産の移転が所得と考えられることにより導入されたものであり、所得税が非課税とされるのは、あくまで相続等による財産の移転の場面、すなわち上記でいう③の場面に限定されると考えられるからである。

7 小括

二重課税については、多義的な不確定概念であり、租税法上、それを直接禁止する明文規定がない限り、二重課税に当たるからといって違法ではなく、何を二重課税とし、排除すべきかは立法政策に委ねられると考えられる⁽³³⁾。

生保年金二重課税判決以前においては、所得税と相続税は、別個の体系の税目であることから、二重課税の問題はないとされていたと考えられる。また、裁判例（高松高裁平成 8 年 8 月 29 日判決）においても、「相続税は相続によって取得した財産に対して課税するものであり、所得税は実現した所得

(32) 馬場・前掲注 (31) 40 頁。

(33) 金子宏名誉教授は、国民の税負担について、「課税は、国民の財産権への介入であるから、憲法 29 条 1 項の財産権の保障との関係で、極端に重い税負担は憲法に違反すると解するべきであろう」と述べられている。金子前掲注 (19) 3 頁。立法政策上、二重課税により極端に重い税負担となる場合においても、財産権の保障との関係を考慮する必要があると考える。

(価値の増加) に対して課税するものであって、両者は課税対象を異にしている」との判示している。

所得税法 9 条 1 項 16 号は相続税と所得税との二重課税を排除するための規定であると考えられるが、その沿革に鑑みれば、導入当時は、相続税、贈与税は遺産課税方式であったことから、直接的に二重課税が生じるということとはなかった。二重課税の問題が惹起されるようになるのは、遺産取得課税方式の体系の移行した昭和 25 年のシャウブ税制以降であると考えられる。

そして、同号が排除する二重課税は、相続人等が相続等により取得した財産すなわち経済的利益について相続税等を課し、所得税を課さないということであり、所得税法 9 条 1 項 16 号は、相続人が相続等により当該資産を取得した時点で適用されることとなる。

第 2 節 生保年金二重課税判決

1 事実の概要

- (1) 原告 X (納税者) は、毎年 230 万円ずつ 10 年間受け取る権利を A が死亡することにより取得した。
- (2) X は、相続税法 24 条 1 項 1 号に従い、「残存期間が 5 年を超え 10 年以下」の「有期定期金」に該当することから受給総額の 2,300 万円に 100 分の 60 を乗じた 1,380 万円と評価し⁽³⁴⁾、相続税の申告を行った。
- (3) X は、所得税の還付の確定申告後、本件年金の第一回目に支給された年金についてされた源泉徴収税額も還付されるべきだとする更正の請求を行った。この確定申告、更正の請求のいずれにおいても、本件年金は X の所得に含められていなかった。これに対して、税務署長は本件年金からこれにかかる必要経費を控除した額を X の雑所得に加算し、更正処分を行っ

(34) 年金受給権の評価については、当時、給付金額の総額に残存期間に応じた一定割合を乗じて計算した金額と規定したが、平成 22 年法律 6 号により、現行の①解約返戻金の額、②一時金の給付を受けられる場合にはその金額、③予定利率により複利年金現価のうち、いずれか大きい金額と改正された。

たところ、これを不服としたXが出訴した。

2 地裁判決（長崎地判平成 18 年 11 月 7 日訟月 54 卷 9 号 2110 頁）

「相続税法 3 条 1 項は、相続という法律上の原因に基づいて財産を取得した場合でなくとも、実質上相続によって財産を取得したのと同視すべき関係にあるときは、これを相続財産とみなして相続税を課することとし、他方所得税法 9 条 1 項 15 号⁽³⁵⁾は、このように相続税を課することとした財産については、二重課税を避ける見地から、所得税を課税しないものとしている。このような税法の規定からすると、相続税法 3 条 1 項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のもので評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法 9 条 1 項 15 号によって許されないものと解するのが相当である。」

「相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、前記所得税法 9 条 1 項 15 号の趣旨により許されないものといわなければならない」旨の判示をし、Xの請求を認容した。

3 高裁判決（福岡高判平成 19 年 10 月 25 日訟月 54 卷 9 号 2090 頁）⁽³⁶⁾

「所得税法 9 条 1 項 15 号は、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）については、

(35) 現行 16 号。以下、地裁、高裁、最高裁の判決中の記載について同じである。

(36) 高裁の判例評釈として、浅妻章如「判批」税研 148 号 77 頁（2009）。

所得税を課さない旨を規定している。その趣旨は、相続、遺贈又は個人からの贈与により財産を取得した場合には、相続税法の規定により相続税又は贈与税が課されることになるので、二重課税が生じることを排除するため、所得税を課さないこととしたものと解される。この規定における相続により取得したものとみなされるものとは、相続税法 3 条 1 項の規定により相続したものとみなされる財産を意味することは明らかである。そして、その趣旨に照らすと、所得税法 9 条 1 項 15 号が、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない」

「本件年金受給権は、A を契約者及び被保険者とし、被控訴人を保険金受取人とする生命保険契約（本件保険契約）に基づくものであり、その保険料は保険事故が発生するまで A が払い込んだものであって、年金の形で受け取る権利であるが、A の相続財産と実質を同じくし、A の死亡を基因として生じたものであるから、相続税法 3 条 1 項 1 号に規定する「保険金」に該当すると解される。」

「本件年金は、10 年間、保険事故発生日の応当日に本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、被控訴人が受け取った最初の現金というべきものである。そうすると、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、A の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法 3 条 1 項 1 号に規定する「保険金」に該当せず、所得税法 9 条 1 項 15 号所定の非課税所得に該当しないと解される。したがって、本件年金に係る所得は所得税の対象となるものというべきである」として、X の請求を棄却した。

4 最高裁判決（最高裁平成 22 年 7 月 6 日判決民集 64 巻 5 号 1277 頁）

「所得税法 9 条 1 項は、その柱書きにおいて『次に掲げる所得については、所得税を課さない。』と規定し、その 15 号において『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人か

らの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)』を掲げている。同項柱書きの規定によれば、同号にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。」

「相続税法 3 条 1 項 1 号は、被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該相続人が、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を、相続により取得したものとみなす旨を定めている。上記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解される。年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法 24 条 1 項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。」

「そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項 1 号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時における時価（同法 22 条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部

分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといふことができ、所得税法 9 条 1 項 15 号により所得税の課税対象とならないものといふべきである。」

「本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第 1 回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されないものといふべきである。」として、X の請求を認容した。

5 検討

(1) 最高裁判決の判旨について⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾

-
- (37) 生命保険契約等に基づく年金の支払をする者が源泉徴収義務を負うか否かとの争点があるが本稿では検討しない。当該争点を考察したのとして、藤谷武史「生保年金二重課税最判の租税手続法上のインパクトー源泉徴収・還付を中心に」ジュリスト 1410 号 28 頁 (2010) 等。
- (38) 本判決に関わる論説、判例評釈等として、大石篤史「生保年金二重課税最高裁判決の意義と課題」ジュリスト 1410 号 4 頁 (2010)、瀧吾吾「相続税と所得税の関係ー所得税法 9 条 1 項 16 号の意義をめぐって」ジュリスト 1410 号 12 頁 (2010)、中里実「租税法におけるストックとフローの関係」ジュリスト 1410 号 18 頁 (2010)、三木義一「最高裁年金二重課税判決の論理と課題」税経通信 65 巻 10 号 17 頁、佐藤英明「年金払方式の保険金の課税関係ー最三小判平 22. 7. 6 を契機として」金融法務事情 1908 号 18 頁 (2010)、酒井克彦「みなし相続財産としての年金受給権に基づいて取得した年金への所得課税ー最高裁平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決を素材として (上) (中) (下ー1、2)」税務事例 42 巻 9 号 1 頁、同 10 号 9 頁、同 11 号 1 頁、同 12 号 8 頁 (全て 2010 年)、大淵博義「年金受給権と『年金払い』による保険金の相続税と所得税の二重課税問題ー最高裁 (三小) 平成 22 年 7 月 6 日判決の検証ー」税理 53 巻 14 号 94 頁 (2010)、木村弘之亮「長崎年金訴訟／特約年金の相続税と所得税の二重課税を取消しー特約遺族年金方式による保険金にかかる相続税と所得税全額還付ー」租税訴訟学会編『租税訴訟第 5 号』13 頁 (財経詳報社、2012)、安井栄二「生命保険契約に基づく特約年金に対する所得課税」大阪経大論集 61 巻 6 号 235 頁 (2011)、小島俊朗「遺族が年金形式で受け取る生命保険金への所得課税は違法かーいわゆる生保年金二重課税の最高裁判決についてー」税大ジャーナル 19 号 15 頁 (2012)、辻美枝「生命保険をめぐる相続税法および所得税法上の諸問題」税大ジャーナル 13 号 65 頁 (2010)、橋口聡子「生命保険契約に基づく年金の課税関係ー所得税と相続税の調整を中心にー」租税資料館賞受賞論文集第 17 回 2 頁 (2008)、

最高裁は、まず、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨を「同号にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される」とした。その上で、その者に帰属する所得とは、「当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」とした。すなわち、所得税 9 条 1 項で非課税とされるのは「所得」であり、所得とは経済的価値であるので、取得した資産で判断するのではなく、経済的価値が同一か否かで判断すべきであり、法的には異なる権利であっても、経済的価値が同一であるものに相続税と所得税を課さないのが 9 条 1 項 16 号の解釈であるとしたのである⁽³⁹⁾。その上で、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法 9 条 1 項 16 号により所得税の課税対象とならないとした。本件最高裁判決は、以上のように判示し、X の請求を認容した。

(2) 生保年金の課税関係

イ 生命保険契約の性質

本件では、年金払生活保障特約として 10 年間、毎年 230 万円を受け取る権利（年金受給権）を相続人が取得した。生命保険契約に基づき、支給される保険金で、年金の方法で支払われるものについては、雑所得に該当し（所基通 35—1（8））、生保年金二重課税判決前には、相続時

品川芳宣「判批」T&A master 370 号 20 頁（2010）、高野幸大「判批」ジュリスト 1370 号 249 頁（2009）、一高龍司「判批」ジュリスト 4 月臨時増刊平成 23 年度重要判例解説 1440 号 211 頁（2012）、渡辺充「判批」判例時報 2096 号 169 頁（2011）、堀口和哉「判批」税務事例 39 巻 8 号（2007）等がある。

(39) 関子善信「判批」法学セミナー増刊速報判例解説 8 号 263 頁（2011）。

に、年金受給権について相続税の課税対象となり、年金の受取時においては、雑所得として所得税の課税対象と取り扱われてきた。その一方で、本件生命保険契約においては一時金払いも選択できたが、一時金払いを選択した場合は、相続税法 3 条 1 項 1 号に規定の相続又は遺贈により取得したものとみなされる保険金となり、所得税は非課税とされる。この取扱いの差異は、「保険年金契約の場合には、受給者の選択によって、死亡時に年金総額を一括して一時金（年金総額の複利現価額）で支払を受けることができる契約のものもあり、これによって一括払を受ける一時金については、これをあくまでも年金の一括払に過ぎないものとみた場合には、同じく一時金として支払われる死亡保険金との課税上のバランスを失するという問題がでてくる。この種の契約の場合には、その一時金が年金の支払に代えて支払われるものか、単に年金繰上げ支給なのか必ずしもはっきりしないものが多いが、契約内容の形式はともかくとして年金払にするか一時金払とするかは受給権者の選択によって決まるものとみれば、その選択をしたのが年金払であれば年金契約の年金であり、一時金払であれば一時金契約に基づいて支払われた一時金である、という実質的な見方をすることもできるので、本通達では、年金の支払が始まる前に、一時金として支払を受けたものは、一時金契約によるものとして、死亡保険金と同様の取扱いとすることを明らかにしたものである」と説明される⁽⁴⁰⁾。しかしながら、生保年金二重課税判決以前は、その選択によって課税がアンバランスになることが問題視されてきた。すなわち、相続開始時に相続により取得したのは、年金受給権（年金払いの保険金請求権）であることは一時払いの場合と年金払いの場合とで異なるにもかかわらず、一時払いの保険金請求権は所得税を非課税とし、一方、年金払いを選択した場合には、年金受給権（保険金請求権）につき相続税が、その年金払いの保険金につき所得税が課税されるという課

(40) 森谷義光他編『所得税基本通達逐条解説』83-84 頁（大蔵財務協会、2014）。所基通 9-18 の解説部分の記述である。

税上の相違についての合理性を論ずることは困難であるということである。本件生命保険契約に係る年金は、一時払いを選択できるという制度からも分かる通り、本来の年金制度による年金の支払とは異なり、運用益相当額を含む一時金の分割払いという支払方法の相違にすぎないという理解が可能である⁽⁴¹⁾。そこで、最高裁は、一時金払いとの均衡を重視し、上記の判決を下したと考えられる⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾。

生命保険契約に基づいて支払われる保険金と保険料の関係については、契約者と保険受取人が同一で、保険事故が発生して保険金が支払われる場合、その保険金の額からその支払保険料を差し引いた金額は、その保険受取人の所得に該当し、所得税の課税対象となる⁽⁴⁴⁾。

また、年金保険の場合、契約者が受給していれば、保険料との差額が所得となっており、契約者に保険料との差額が課税されている。

ところが、契約者と被保険者は同一で、保険受取人が異なる場合、契約者の死亡により保険金が一時金で支払われると、契約者の段階で、課税されることがないまま、保険受取人に移転してしまっている。これを防ぐには、契約者の死亡する段階で年金受給権を一旦契約者に帰属させ、契約者の所得税を課税した上で、保険受取人に差額を相続等により取得したとみなして、課税することが望ましいが、年金受給権自体は未実現所得であり、年金が受給されるまで具体的に確定しないと考えられているため、所得税法上、年金の受給日まで収入金額に入れるのは難しいと考えられる⁽⁴⁵⁾。

(41) 大淵博義「判研」税理 53 卷 14 号 100 頁 (2010)。

(42) 古田孝夫「最高裁判所判例解説」法曹時報 65 卷 6 号 24 頁 (2013) は、本件の実質的争点は、年金払の死亡保険金と一時金ないし一時払金としての死亡保険金との間に課税上の差異を設け、年金払の死亡保険金に対してのみ相続税と所得税とを重ねて課税する従来の取扱いが適法なものかどうかという点であったとする。

(43) 浅妻章如「判研」法学教室 362 号 49 頁。ただし、資産の含み益との均衡に目を瞑ったとする。

(44) 小林栢弘「個人年金保険（生命保険）に係る所得税及び相続税・贈与税について」税務通信 2969 号 51 頁 (2007)。

(45) 被相続人の下で保険金と保険料との差額について、所得課税が認められない理由

また、自己を被保険者とする生命保険契約の契約者の死亡を保険事故として取得する生命保険金の請求権は、法律上の相続の効果で取得するものでなく、保険事故の発生によって、保険金受取人が原始的に取得するのが通説の見解である⁽⁴⁶⁾。保険受取人が原始的に取得するということは、法律的には、相続又は遺贈によって取得した財産であるといえないということになるので、これを相続税や贈与税の課税対象とするには、何らかの手当が必要である。そこで、相続税法は、相続又は遺贈により取得したものと同視すべき財産については、相続税負担の回避を防ぎ、実質的な公平を図るため、みなし相続財産として相続税の対象としている⁽⁴⁷⁾。これは、当該生命保険契約の保険金については、被相続人が契約者として保険料を支払っていることにより、相続人が被相続人の死亡に伴い、保険金を受け取るものは相続又は遺贈により取得した財産と同視できるとして、みなし相続財産となるのであろう（相続税 3 条）。

水野忠恒教授は、「生命保険金の所得が所得税（一時所得）ではなく相続税により課税されるということに十分な理論的裏付けがなされているとはいえない」として、「死亡による生命保険金の取得が所得税の対象から除外されるのは、その所得が必ずしも担税力を増加させるものでない

として生命保険金は、保険金受取人が原始的に取得するものであり、保険事故発生前には所得は未実現どころか潜在的にも存在しないと考えられるとするものについて、本間拓巳「所得税と相続税の課税関係に関する考察－生命保険年金の二重課税問題を中心として－」第 31 回日税研究賞入選論文集 32 頁（2008）。また、被相続人には生命保険金を打ち消すだけの損失が存在するので、保険料が適正に決定されている限り、被相続人の下で課税所得が発生しないとするものについて、三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係」立命館法学 309 号 1372 頁（2006）。

(46) 最小判平成 14 年 11 月 5 日民集 56 卷 8 号 2069 頁。「死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではないというべきであり（最高裁昭和 36 年（オ）第 1028 号同 40 年 2 月 2 日第三小法廷判決・民集 19 卷 1 号 1 頁参照）、また、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないものであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることでもできないからである」と判示している。

(47) 武田・前掲注（23）743 頁参照。

こと、つまり、一家の中心人物の死にともなう損失をカバーするものであり、高い担税力を持たないとされていることにある。具体的に、経済損失をこうむる時期にある扶養親族への配慮や、一時的収入に対する累進税率の適用の不適切なこと、がその収入を所得税から除く理由となる「この取扱いが優遇措置であることだけは認識しなければならないのである」と述べられる⁽⁴⁸⁾。

ロ 従来の課税関係における一時金と年金の不均衡について

上記のように、生命保険金を一時金で受け取る場合と年金で受け取る場合とで、一時金の場合は相続課税のみ、年金の場合には、相続課税と所得課税の両方が課されていた。このような不均衡が生じていた根本的な原因は、生命保険金を一時金で受け取る場合には、所得と相続が同時に発生するため、所得税法 9 条 1 項 16 号の「相続により取得するもの」について、経済的価値の移転としての所得と資産価値の増加（所得の創出）としての所得について、法解釈上そのいずれにも適用されてしまうことにある⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾。その結果、被相続人に発生するはずであった保険料と保険金との差額に係る所得について所得課税が抜け落ちることとなる⁽⁵¹⁾。前節 6 で述べたとおり、相続により移転する経済的価値に対して

(48) 水野忠恒「生命保険税制の理論的問題(上)」ジュリスト 753 号 115-116 頁(1981)。

(49) 篠原克岳「相続税と所得税の関係について—「生保年金二重課税事件」を素材とした考察—」税務大学論叢 74 号 38 頁 (2012、<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/74/01/index.htm>) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(50) 稲村健太郎「包括的所得概念における所得税と相続税の関係—年金二重課税事件を素材として—」東京経大学誌 270 号 46 頁 (2011) では、「包括的所得概念によれば本来所得として課税されるべき被相続人の生存中の運用益について、所得税法 9 条 1 項 15 号 (現行 16 号、括弧書筆者) の『相続により取得したもの』に含まれ、課税されないこととなっているのである」とする。

(51) 渋谷雅弘教授は、「相続税または贈与税が課税される場合に、所得税法 9 条 1 項 15 号 (現行 16 号、括弧書筆者) の効果として、所得税が非課税とされている。一般の資産については、その収益に所得税が課税され、その移転時に元本と・収益ともに相続税または贈与税の対象となるのである。あるいは、未実現の増価益を抱える資産が移転される場合には、増価益の部分を含めた資産の時価が相続税または贈与税の対象となり、その後その増価益が実現すれば所得税が課される。このように、他の資産についてはいわば二重課税が原則となっている。ところが、生命保険のみが、この二

は、包括的所得概念より所得税法 34 条⁽⁵²⁾の一時所得に該当し、所得税の対象にもなるので、所得税法 9 条 1 項 16 号により相続税と所得税の二重課税を排除しているのである。このことは、相続税法 9 条 1 項 16 号の沿革からも明らかである。しかしながら、資産価値の増加による所得にまで適用されることは、同号が本来企図するところではなく⁽⁵³⁾、また、満期保険金や未実現の利得の公平の観点から問題があろう⁽⁵⁴⁾。それでも、生保年金二重課税判決は、一時金で受け取る場合との均衡を優先させ、上記判決を下したということであろう⁽⁵⁵⁾。そのことからすれば、やはり、その背景には、前述した生命保険契約に係る生命保険金及び年金受給権の課税関係等の特殊性があったということであろう。

6 生保年金二重課税判決後の国の対応

政府税制調査会の専門家委員会の下に租税法の専門家で構成される⁽⁵⁶⁾「最高裁判決研究会」が設置され、生保年金二重課税判決の判決内容について学術的な見地から検討を行われた。そして、平成 22 年 10 月 22 日付で、『生

重課税を回避しているのである」と述べられる。渋谷雅弘「生命保険に関する税制」日税研論集 41 号 (1999)。

(52) 所得税法 34 条 1 項

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

(53) 篠原・前掲注 (49) 38 頁。

(54) 稲村・前掲注 (50) 46 頁。

(55) 浅妻章如「判研」金融法務事情 1929 号 73 頁 (2011)。浅妻章如教授は、「一時払いの場合との均衡が隠れた実質論として効いたとすると、仮定の話となるが、もしも一時払いの場合にみなし譲渡課税もすると立法されていたならば、本件の年金払いについても司法は国側の課税を支持したのではなかろうか。この意味で、本件最高裁判決は経路依存的な性格を持つ、すなわち、所得税法 9 条 1 項 15 号 (現行 16 号、括弧書筆者) の文言だけで論理必然的に本件の結論が導かれるのではなかろうか」と述べられている。

(56) 研究会を構成する学識経験者は、佐藤英明教授、渋谷雅弘教授、中里実教授、藤谷武史教授、淵圭吾教授、増井良啓教授、三木義一教授、水野忠恒教授である。

保年金』最高裁判決の射程及び関連する論点について」と題する報告書⁽⁵⁷⁾が政府税調委員会に提出され、了承された。同報告書では、生保年金二重課税判決が、相続税法 24 条の解釈を軸に展開されていることに鑑みれば、同判決は、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としており、法令の解釈により実務上対応すべきものは、同条によって評価がなされる相続財産に限定されると考えるのが相当であるとした。また、相続税法 24 条によって評価がなされる相続財産以外の財産について財産別に述べているが、土地、株式等の値上がり益⁽⁵⁸⁾と定期預金の既経過利子等とは本質的に変わるところがないにもかかわらず、被相続人に生じている未実現の利得について実現段階で相続人に課税されることについて、前者には所得税法 60 条 1 項という明文規定が置かれ、後者には、明文の規定がないことで、今後、同様な議論が生じ得ることを考慮すれば、この際、現行の取扱いについて、確信的な意味で、立法的手当てを講じておくことが望ましいものとの結論が出された。そこで、平成 23 年度税制改正（平成 23 年 6 月法律第 82 号）において、所得税法 67 条の 4 の規定が創設された⁽⁵⁹⁾。

(57) 平成 22 年度第 8 回税制調査会資料(内閣府ホームページ : <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/22zen8kai.html>)(平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(58) 土地、株式等の値上がり益についての報告書の内容については、第 2 章第 3 節の 1 で後述する。

(59) 所得税法 67 条の 4 は、「居住者が第六十条第一項各号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、この法律の規定を適用する」と規定している。

第 2 章 相続税と譲渡所得の二重課税判決

本章では、相続税と不動産の譲渡による所得（譲渡所得）の二重課税が問題となった二つの裁判例（東京高判平成 26 年 3 月 27 日⁽⁶⁰⁾（第一審：東京地判平成 25 年 7 月 26 日⁽⁶¹⁾）、東京高判平成 25 年 11 月 21 日⁽⁶²⁾（第一審：東京地判平成 25 年 6 月 20 日⁽⁶³⁾）（二つの裁判例の判決を併せて「本件各譲渡所得判決」という。以下同じ）を中心に検討する⁽⁶⁴⁾。本件各譲渡所得判決は、いずれも所得税法 9 条 1 項 16 号の非課税規定について、譲渡所得についても適用されるか否かが争点とされ、生保年金二重課税判決の射程が問題となった。第 1 節及び第 2 節において、二つの裁判例の高裁、地裁の判旨等を概観し、第 3 節において、本件各譲渡所得判決を検討するとともに相続税と譲渡所得の二重課税について考察する。

第 1 節 東京高裁平成 26 年 3 月 27 日判決

1 事実の概要

- (1) 亡 A は平成 19 年 8 月 7 日に死亡し、妻である原告は、広島県所在の土地及び同土地上の建物（以下、上記の土地と建物を併せて「本件物件 1」

(60) 税資 264 号順号 12443 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2014/pdf/12443.pdf>) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(61) 税資 263 号順号 12265 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2013/pdf/12265.pdf>) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(62) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=84386) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(63) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=83868) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(64) 両判決に関する論稿として、伊川正樹「譲渡所得税と相続税との調整」税法学 572 号 3 頁 (2014)、酒井克彦「相続した土地の含み益への譲渡所得課税の二重課税問題 (上) (下)」税務事例 45 巻 9 号 5 頁 (2013)、同 10 号 15 頁 (2013)、奥谷健「相続税と所得税による『二重の負担』」立命館法学 352 号 110 頁 (2014)。橋本守次「相続した土地の売却益に対する相続税・所得税は二重課税か」税務事例 46 巻 6 号 1 頁 (2014)。

という。)並びに東京都所在のマンション(以下「本件物件2」といい、本件物件1と併せて「本件各不動産」という。)を相続(以下「本件相続」という。)により取得した。

- (2) 原告は、本件相続税の課税価格の計算上、本件物件1の価額を3,401万4,934円、本件物件2の価額を618万8,216円(いずれも土地及び建物の各価額の合計額)として計算して、平成20年5月26日、税務署長に対し、本件相続に係る相続税(以下「本件相続税」という。)の申告書を提出した。
- (3) 本件各不動産の譲渡及び申告等

原告は、平成21年9月26日、本件物件1を代金3,000万円で譲渡する契約を締結し、同年10月27日、本件物件1を引き渡すとともに、代金をすべて受領した。

また、原告は、平成21年11月7日、本件物件2を代金1,150万円で譲渡する契約を締結し、同月13日、本件物件2を引き渡し、代金の全てを受領した(本件物件1の譲渡と本件物件2の譲渡を併せて「本件各譲渡」という。)

原告は、本件各譲渡に係る所得を分離長期譲渡所得として計上して平成21年分の確定申告を行った。

その後、原告は、上記譲渡所得のうち、すでに相続税の課税対象となった部分(相続時の時価)については、所得税法9条1項16号の規定により非課税であるとして、本件各譲渡に係る譲渡所得を零円とする更正の請求をしたが、税務署長から、平成22年11月15日付で、上記主張を容れない内容の減額更正処分を受けた。

2 当事者の主張

- (1) 被告(課税庁)の主張

課税庁は、所得税法は、被相続人の保有期間中の増加益を所得税の課税対象とすることを予定して取得価額の引継ぎの規定(60条1項1号)を設けており、被相続人の保有期間中の増加益について本件非課税規定の適用

はなく、また、生保年金二重課税判決は、相続税法 24 条によって評価がされている財産、すなわち定期金に関する権利について判示したものであり、本件にはその射程は及ばないとし、本件各譲渡に係る譲渡所得のうち本件被相続人の保有期間中の増加益部分について本件非課税規定⁽⁶⁵⁾の適用はなく、この増加益を非課税所得と解する余地はない等主張した。

(2) 原告（納税者）の主張

所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨について、生保年金二重課税判決は、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると判示しており、本件非課税規定による相続税又は贈与税と所得税との二重課税の排除の対象について、相続時の相続財産の取得という所得にとどまるとする従来の解釈を否定し、非課税所得とされた所得が後に実現した場合の所得にも及ぶことを明確にしたものというべきであり、定期金の場合に限定していないから、定期金の受取額はもちろん、不動産の譲渡収入、株式の売却収入など、同一の状況にあるものは全て同判決の射程に入るといふべきである。

また、所得税法は、9 条において非課税所得を規定し、その後の 33 条、38 条、59 条、60 条等において譲渡所得の金額等についての具体的な計算規定を定めているが、それらの関係規定の適用上、同法 9 条に定める非課税所得に該当した場合には、当該所得は当然に所得税法の課税対象から除外され、同法上のその後の規定によって課税所得に含まれることがないことは、所得税法の規定の構造上当然である。すなわち、所得税法 9 条は、「第一編 総則」「第三章 課税所得の範囲」に規定される条文であり、同法 33 条、38 条、59 条、60 条は「第二編 居住者の納税義務」「第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除」「第二節 各種所得の金額の計算」に含まれる条文であるから、所得税法 9 条の総則規定が、それよりも下位の条文によって変更・拘束されると解することはできない等主張した。

(65) 所得税法 9 条 1 項 16 号のこと、以下同じ。

3 地裁判決（東京地裁 25 年 7 月 26 日判決⁽⁶⁶⁾ ⁽⁶⁷⁾

東京地裁は、次のように判示し、原告の請求を棄却した。

(1) 相続により取得した資産に係る譲渡所得の課税

「譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう（所得税法 33 条 1 項）。譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益（キャピタル・ゲイン）を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものである〔最高裁昭和 41 年（行ツ）第 102 号同 47 年 12 月 26 日第三小法廷判決・民集 26 卷 10 号 2083 頁、最高裁昭和 47 年（行ツ）第 4 号同 50 年 5 月 27 日第三小法廷判決・民集 29 卷 5 号 641 頁参照〕。そして、所得税法上は、抽象的に発生している資産の増加益そのものが課税の対象となっているわけではなく、原則として、資産の譲渡により実現した所得が課税の対象とされている〔最高裁平成 15 年（行ヒ）第 217 号同 18 年 4 月 20 日第一小法廷判決・裁判集民事 220 号 141 頁参照〕。」

「相続により取得した資産に係る譲渡所得の課税に関し、所得税法 60 条 1 項 1 号は、居住者が贈与、相続（限定承認に係るものを除く。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。以下同じ。）により取得した資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなす旨を定めている。これは、上記の譲渡所得課税の趣旨からすれば、贈与、相続又は遺贈であっても、当該資産についてその時における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして譲渡所得課税がされるべきところ（所得税法 59 条 1 項参照）、同法 60 条 1 項 1 号所定の贈与等にあつては、その時点では資産の増加益が具体的に顕在化しないため、その時点における譲渡

(66) 税資 263 号順号 12265 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2013/pdf/12265.pdf>) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(67) 本判決の判例評釈として、品川芳宣「判批」TKC 税研情報 22 卷 6 号 45 頁 (2013)、増田英敏「判批」TKC 税研情報 23 卷 2 号 45 頁 (2014)、池本征男「判批」国税速報 6293 号 19 頁 (2013)、駒宮史博「判批」税務事例 46 卷 10 号 42 頁 (2014)。

所得課税について納税者の納得を得難いことから、これを留保し、その後受贈者等が資産を譲渡することによってその増加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとしたものである。そして、同項の規定により、受贈者等の譲渡所得の金額の計算においては、贈与者等が当該資産を取得するのに要した費用が引き継がれ、課税を繰り延べられた贈与者等の資産の保有期間に係る増加益も含めて受贈者等に課税されることになる（平成 17 年最判⁽⁶⁸⁾参照）。

このように、相続により取得した資産に係る譲渡所得に対する課税は、〔1〕被相続人の保有期間中に抽象的に発生し蓄積された資産の増加益と〔2〕相続人の保有期間中に抽象的に発生し蓄積された資産の増加益とを合計し、これを所得として、その資産が後に譲渡された時点において、上記の所得が実現したものと取り扱って所得税の課税対象としているものであるということが出来る。したがって、所得税法は、被相続人の保有期間中に抽象的に発生し蓄積された資産の増加益について、相続人が相続により取得した資産の経済的価値が相続発生時において相続人に対する相続税の課税対象となることとは別に、相続発生後にそれが譲渡された時において、相続人に対する所得税の課税対象となることを予定していると解される。」

(2) 原告が相続により取得した本件各不動産の経済的価値と同一の経済的価値について二重課税が生じているか

「平成 22 年最判⁽⁶⁹⁾は、本件非課税規定について判示した部分において、非課税の対象を、『当該財産の取得によりその者に帰属する所得』とし、同所得とは、『当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値』であるとしていることからすると、原告が主張するように解する余地はない。しかし、平成 22 年最判で問題とされた所得は、相続人が原始的に取得した生命保険金に係る年金受給権に係るものであるところ、この年

(68) 最三小判平成 17 年 2 月 1 日裁判集民 216 号 279 頁のこと、以下同じ。

(69) 生保年金二重課税判決のこと、以下同じ。

金受給権は、それを取得した者において一時金による支払を選択することにより相続の開始時に所得を実現させることができ、その場合には本件非課税規定が適用されることとの均衡を重視して、平成 22 年最判は、年金による支払を選択した場合においても、年金受給権の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した価額に相当する部分は、相続税法の課税対象となる経済的価値と同一のものということができるとして本件非課税規定の適用を認めたものと理解することができ、そうであるとすれば、年金による支払を選択した場合であっても、現在価値に引き直した価額に相当する部分については相続の開始時に実現した所得として取り扱っていると理解することができる。

これに対し、本件で問題とされている所得は、所得税法 60 条 1 項 1 号により、相続人が被相続人から承継取得した不動産を更に譲渡した際に実現するものと取り扱われるものであって、同号が存在する以上、単純承認をした相続人は、相続時点において被相続人の保有期間中に蓄積された増加益を実現させるという選択ができないという点で、平成 22 年最判で問題とされた所得とはその性質を異にするものである。・・・平成 22 年最判は、本件非課税規定が、相続時には非課税所得とされた所得が後に実現するものと取り扱われて課税される場合の所得にも一般的に適用される旨を判示したものであるということとはできないと解すべきである。」

「また、相続人が被相続人から相続により取得した資産を譲渡した場合、当該資産の譲渡により相続人に帰属する所得は、〔1〕被相続人の保有期間中に抽象的に発生し蓄積された資産の増加益と〔2〕相続人の保有期間中に抽象的に発生し蓄積された資産の増加益とによって構成される・・・ところ、上記譲渡所得に対する所得税の課税対象となる被相続人の保有期間中の増加益は、被相続人の保有期間中にその意思によらない外部的条件の変化に基因する資産の値上がり益として抽象的に発生し蓄積された資産の増加益(被相続人がその資産を譲渡していれば被相続人に帰属すべき所得)が相続人によるその資産の譲渡により実現したものである。そうすると、

被相続人の保有期間中の増加益に対する譲渡所得税の課税は、被相続人の下で実現しなかった値上がり益（被相続人固有の所得）への課税を相続人下で行おうとするものであり、理論的には被相続人に帰属すべき所得として被相続人に課税されるべきものであるから、相続人が相続により取得した財産の経済的価値に対して二重に課税されるという評価は当を得ないものである。」

「被相続人の保有期間中の増加益について本件非課税規定の適用があるものとするならば、譲渡所得の金額の計算上、所得税法 38 条、60 条 1 項 1 号の適用により、被相続人の取得価額に相当する金額が二重に控除されることとなるが、そのことにはおよそ合理性がない。逆に、所得税法 60 条 1 項 1 号を適用しないというのであれば、同法はおよそ適用の余地のない定めをあえて設けていることとなるのであり、同法が 60 条 1 項 1 号の規定と本件非課税規定をそのようなものとして定めているとは考え難いというべきである。」

(3) まとめ

「以上によれば、本件各譲渡に係る譲渡所得のうち相続税の課税対象となった経済的価値と同一の経済的価値が、本件非課税規定により譲渡収入金額から排除され、所得税を課されないとする原告の主張は理由がなく、本件被相続人の保有期間中の増加益を非課税所得と解することはできないというべきである。」

4 高裁判決（東京高裁平成 26 年 3 月 27 日判決⁽⁷⁰⁾ ⁽⁷¹⁾）

原告が上記地裁判決を不服として控訴したが、東京高裁も以下のとおり判示し、控訴を棄却した。

(70) 税資 264 号順号 12443 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2014/pdf/12443.pdf>) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(71) 本判決の判例評釈等として、奥谷健「判批」税務 QA154 号 76 頁 (2015)、山口敬三郎「相続土地の売却益に対する譲渡所得課税と相続税との二重課税 (上) (中) (下)」税理 58 卷 10 号 134 頁、同 11 号 80 頁、同 12 号 107 頁 (すべて 2015 年)。

「現行の法制では、相続、遺贈等により不動産を取得した者がその後に当該不動産を第三者に譲渡した場合については、被相続人が当該不動産を保有した間に生じた増加益は課税を繰り延べられ、相続、遺贈等により不動産を取得した者がその後に当該不動産を第三者に譲渡した際に上記増加益を含めて譲渡所得が計算されることになる（同法 60 条 1 項 1 号）。」

「相続、遺贈等により不動産を取得したことによって被相続人保有期間中の増加益を譲渡所得とする課税をするか、所得税の課税を繰り延べるかは立法政策によって決定される事柄であり、現行法制が後者を選択していることは疑いがない。」

「本件非課税規定が『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）』について所得税を課さないこととしているのは、これらによる所得は、相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除するためであり（平成 22 年最判参照）、したがって、本件非課税規定の趣旨は、その文言どおり、相続、遺贈又は個人からの贈与（以下、これらを「相続等」という。）に起因する所得に対して所得税を課さないとするにとどまり、相続等によらない所得（相続等以外の他の原因による所得）に対してまで所得税を課さないとする趣旨を含むものではない。」

「所得税の課税対象である譲渡所得について定められた資産の取得費に関する特則は、相続等により取得する資産による所得とは別個の課税対象である譲渡所得の計算に関するものであるから、本件非課税規定により相続税又は贈与税との二重課税を避けるために非課税とされる所得にかかわるものではない。所得税法 60 条 1 項 1 号が適用される場合に、被相続人が資産を保有していた期間中の値上がり分（増加益）は、相続によりこれを取得した相続人が他へ譲渡するまで課税が延期（繰延べ）されているだけであるから、相続により取得した経済的価値について相続税の課税対象とされ、本件非課

税規定により所得税につき非課税とされたからといって、その後、相続人が当該資産を他へ譲渡した時に譲渡所得税の課税を免れる理由はない。」

「この場合、確かに、相続人は、被相続人保有期間中の増加益を含む相続開始時評価額を課税標準として相続税を課されながら、同じ増加益相当額が譲渡所得を構成することになり、一見すると二重課税が生じているように見えるけれども、これは当該資産の譲渡所得の計算上取得費に関する特則が設けられていることの結果であるにすぎず、課税の繰延べの結果にほかならないのであるから、同一の所得を課税対象とするものではなく、何ら二重課税となるものではない。」

第 2 節 東京高裁平成 25 年 11 月 21 日判決

1 事実の概要

- (1) 原告（納税者）は、亡AとBとの間の子である。亡Aは、平成 19 年に死亡し、原告は、渋谷区所在の区分所有建物及びその敷地の地上権（以下「本件建物等」という）の共有持分を相続により取得した。その結果、原告は、本件建物等を原告が持分 6 分の 5、B が持分 6 分の 1 の割合で共有することとなった。
- (2) 原告及びBは、本件建物等を平成 21 年にCに対し、代金 2,100 万円で本件建物等を譲渡し、平成 22 年に当該譲渡に係る所得税の確定申告（譲渡所得 1,416 万円）をした。
- (3) 原告は、平成 23 年に本件譲渡所得のうち、亡Aの保有期間中の増加益に相当する部分については所得税法（平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの）9 条 1 項 15 号（現 16 号）の規定により所得税を課されないことを理由に、税務署長に対し、所得税の更正の請求をしたところ、税務署長から、更正をすべき理由がない旨の本件通知処分を受けたため、本件通知処分の取消しを求めて提訴した。

2 地裁判決（東京地裁平成 25 年 6 月 20 日判決⁽⁷²⁾）⁽⁷³⁾

原告が、被相続人（亡A）の保有期間中の値上がり益を含む資産の評価額に対して相続税が課税されているから、本件譲渡につき被相続人（亡A）の保有期間中の値上がり益に譲渡所得を課すことは二重課税であり、所得税 9 条 1 項 15 号⁽⁷⁴⁾によって、許されないと主張したことに対し、「確かに、相続人が被相続人から相続により取得した資産を譲渡した場合、当該資産の譲渡により相続人に帰属する所得は、被相続人の保有期間中に抽象的に発生し蓄積された資産の増加益と相続人の保有期間中に抽象的に発生し蓄積された資産の増加益とによって構成される・・・ところ、相続税の課税対象となる当該資産の相続開始の時における価額に相当する経済的価値の中には、被相続人の保有期間中に抽象的に発生し蓄積された資産の増加益が未実現のまま含まれているといえることができるが、相続税の課税対象が、相続人が相続により取得した財産の経済的価値であるのに対して、上記譲渡所得に対する所得税の課税対象となる被相続人の保有期間中の増加益は、被相続人の保有期間中にその意思によらない外部的条件の変化に基因する資産の値上がり益として抽象的に発生し蓄積された資産の増加益（被相続人がその資産を譲渡していれば被相続人に帰属すべき所得）が相続人によるその資産の譲渡により実現したものであるから、当該資産の譲渡により相続人に帰属する所得に所得税を課したとしても、実質的に同一の経済的価値に対する相続税と所得税との二重課税が行われることとなるとまでいうことはできない。

また、相続により取得した資産の譲渡に係る譲渡所得については、所得税法 60 条 1 項 1 号の規定が置かれており、同規定が、取得価額の引継ぎの方法により、相続時においては、被相続人の保有期間中の増加益に対する所得税の課税を繰り延べ、その後、相続人が相続により取得した資産を譲渡したときに、被相続人の保有期間中の増加益と相続人の保有期間中の増加益とを

(72) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=83868) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)

(73) 本判決の判例評釈として、山田二郎「判批」ジュリスト 1476 号 112 頁（2015）。

(74) 現行 16 号、以下、当該裁判例について同じ。

合わせて当該資産の譲渡に係る譲渡所得とし、相続人に課税するものとして
いること・・・によれば、所得税法は、被相続人の保有期間中に抽象的に発
生し蓄積された資産の増加益について、相続人が相続により取得した財産の
経済的価値が相続人に対する相続税の課税対象となることとは別に、相続人
に対する所得税の課税対象となることを予定しているものであるということ
ができる。

そうすると、相続により取得した資産の譲渡に係る譲渡所得のうち被相続
人の保有期間中の増加益に相当する部分については、本件非課税規定の適用
により所得税の課税対象から除外し所得税を課さないものとすることはでき
ないこととなる。」したがって、本件譲渡に係る譲渡所得のうち亡Aの保有期
間中の増加益に相当する部分については本件非課税規定の適用はなく、この
増加益に相当する部分は所得税を課されるものであるとし、原告の請求を棄
却した。

3 高裁判決（東京高裁平成 25 年 11 月 21 日判決⁽⁷⁵⁾）

原告が上記地裁判決を不服として控訴したが、次のように理由を述べて、
控訴を棄却した。

まず、東京高裁は、議論の便宜上、被相続人Aが価額 80 で購入した土地
につき、その価額が 100 となった時点で、Aが死亡して相続により相続人B
がこれを取得し、その後、Bがこれを他に価額 110 で売却した（Aの保有期
間中の増加益は 20、Bの保有期間中の増加益は 10）という事例を想定し、
この事例について検討するとし、控訴人は、被相続人Aの保有期間中の増加
益 20 については、既に相続税の課税対象になっているから、本件非課税規
定により所得税を課することができない旨を主張するものであるとした。そし
て、包括的所得概念からBがAから相続により取得した価額 100 は、本来B
の所得を構成し、所得税の課税対象となるはずのものであるが、これに対し

(75) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=84386)
(平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)

ては相続税が課される（相続税 11 条の 2 第 1 項）ことから、これに所得税を課すときは、実質的には同一の経済的価値に対し所得税と相続税の二重課税をすることとなる。このような二重課税を排除する趣旨で、相続等により取得する所得については所得税を課さないこととする本件非課税規定が置かれている。

譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである。その趣旨からすれば、本来、相続による資産の移転があったときは、相続時にその時の価額により資産の譲渡がされたものとみなし、被相続人に譲渡所得があったものとして被相続人に所得税を課すべきものであり、実際にも、旧所得税法は、「みなし譲渡課税」の制度を採用し、かつ、相続人が相続により取得した資産を譲渡した場合の資産の取得費については、相続人が相続時にその時の価額により取得したものとみなすとしていた。上記事例では、相続時において、B に 100 に対する相続税が課されるほか、A にその保有期間中の増加益である 20 に対する所得税が課され、さらに売却したときに、B にその保有期間中の増加益 10 に対する所得税が課されることとなる。しかし、現在の所得税法は、「みなし譲渡課税」の制度を採用せず、取得費を引継ぎ、課税を繰り延べる課税方式を採用している（所得税 60 条 1 項 1 号）。すなわち上記事例では、相続時においては、B に 100 に対する相続税が課されるだけであって、A に課されるべきその保有期間中の増加益 20 に対する所得税の課税は繰り延べられ、その後、B が他へ売却したときに、B に上記増加益 20 と B の保有期間中の増加益 10 との合計 30 に対する所得税が課される。

以上のとおりであって、現行の所得税法の下では、上記の事例において、B が当該土地を他に売却したとき、B に、A の保有期間中の増加益 20 と B の保有期間中の増加益 10 との合計 30 に対する所得税が課されるが、そのうち A の保有期間中の増加益 20 に対する部分は、本来相続時に A に課されるべきものが繰り延べられていたという性質を有するものであって、相続人で

ある B 固有の所得に対する課税ではなく、被相続人である A 固有の所得に対する課税の繰延べとみるべきものである。

他方、B に課される相続税は、もとより B が相続により当該土地を取得したことによる B 固有の経済的利得（100）に対するものである。

そうすると、B に課される 100 に対する相続税と A の保有期間中の増加益 20 に対する所得税とが、実質的に同一の経済的価値に対して二重に課税するものであるとはいうことができない。

なお、相続人が相続により資産を取得することによりその者に帰属する所得について、被相続人がその資産を保有していた期間中の増加益が含まれると解釈する余地があるとしても、所得税法は、保有資産の増加益に対する課税について、相続、遺贈又は贈与の時に時価により資産の譲渡があったものとみなして時価相当額を被相続人等に課税していた「みなし譲渡課税」方式を改め、相続時には被相続人の資産の保有期間中の増加益に対する課税を繰り延べる方式（所得税 60 条 1 項 1 号）を採用したのであるから、被相続人の保有資産の増加益については、相続税の課税対象となることは別に相続人に対する所得税の課税対象となることを予定しているものといえる。平成 22 年最判は、相続人が保険会社から受領する年金払特約付き生命保険の年金について本件非課税規定により所得税が課せられないかどうかの問題となった事案であり、本件とは事案を異にしている。

第 3 節 相続税と譲渡所得の二重課税について

1 本件各譲渡所得判決と生保年金二重課税判決との関係について

(1) 「最高裁判決研究会」報告書～「生保年金」最高裁判決の射程及び論点について～⁽⁷⁶⁾の報告内容について

同報告書は、本件各譲渡所得判決に影響を及ぼしたと考えられる。土地、

(76) 前掲注 (57) の報告書。

株式等の値上がり益についての報告内容については、以下のとおりである。

土地、株式等の値上がり益については、「土地・株式等を相続した場合、相続税はその時価（被相続人の取得費＋相続時までの増価分）について課税される。被相続人の取得費は、所得税法 60 条に基づき相続人に引き継がれることとされており、相続以後に相続人が当該土地等を譲渡した場合には、取得費からの値上がり益に対して譲渡所得税が課される。この値上がり益には、資産の旧所有者（被相続人）の所有期間にかかる値上がり益部分も含まれているが、所得税法 60 条 1 項は、これに対して所得税を課することを予定している。」

「土地、株式等の値上がり益に関しては、シャープ勧告を受けた昭和 25 年度税制改正により、相続等による資産の無償移転があった場合には、相続人に対する相続税課税とは別に、被相続人段階の資産所得に対する課税の無制限繰延べを防止する観点からみなし譲渡所得課税を行うこととされた。しかしながら、キャッシュフローがない中で相続税と所得税の負担が生じることは相続人に酷であることから、昭和 27 年度税制改正において当該みなし譲渡課税を廃止し、現在の取得価額引継ぎ方式に改められたものであって、こうした沿革を踏まえると、現行税制は土地、株式等の相続時までの増価分が相続税、所得税の双方の課税ベースに含まれることを前提に、その課税方法について納税者負担に配慮した調整が図られているものと考えられる」として、土地等の値上がり益については、生保年金二重課税判決の射程外であるとしている。

(2) 判示内容について

本件各譲渡所得判決には、譲渡所得に対する所得税の課税対象となる被相続人の保有期間中の増加益は、被相続人の保有期間中にその意思によらない外部的条件の変化に起因する資産の値上がり益として抽象的に発生し蓄積された資産の増加益が、相続人によるその資産の譲渡により相続人に帰属する所得に所得税を課したとしても所得税と相続税の二重課税に当たらない旨の判示がある。また、相続等により取得した資産については、所

得税法 60 条 1 項 1 号の規定により、相続等により取得した相続人が他へ譲渡するまで課税が延期（繰延べ）されている旨の判示がある。

この判示には、すなわち、①被相続人の保有期間に係る資産の値上がり益への課税は、被相続人に帰属した利益に対する課税であり、相続人に帰属した利益に対する相続課税とは二重課税ではない⁽⁷⁷⁾、②所得税法は、被相続人の保有期間に係る資産の値上がり益に対し、相続人段階で課税することを予定しており（所得税 60 条 1 項）、これを非課税所得とするのは所得税法の意図するところではないという論理があると思われる。①と②の論理は、①の論理が、判決の結論を導いている部分であり、②の論理がその結論部分を補強している部分であるといえる⁽⁷⁸⁾。

①の論理については、前章第 1 節 6 の（2）で述べたとおり、所得税法 9 条 1 項 16 号は、相続等により財産が移転することによる相続人等の経済的利益の取得に対して相続税等を課し、所得税の課税対象とならないことを規定しているものであるということである。これは、前述のとおり、所得税法 9 条 1 項 16 号の沿革から包括的所得概念が導入されたことに伴い、創設されたことから理解できる。この理解を前提として、生保年金二重課税判決についても、明示的ではないが、毎年受給する年金の価値を年金受給権の相続時の時価として評価し、その運用益部分を分けて考え、年金受給権で相続税がすでに課税された部分については、所得税法 9 条 1 項 16 号の適用があるが、運用益への所得税の課税は、前章第 1 節 6 の（2）の④の相続人が相続した資産を運用して新たな経済的利益を獲得した時点での課税であり、二重課税には当たらないとしていると考えられる。よって、前章第 1 節 6 の（2）の③の相続人が相続により当該資産を取得した時点での相続等の対象となったものに所得税を課税しないものであると枠

(77) 同様の主旨のものとして、関子善信「判批」法学セミナー増刊速報判例解説新・判例解説 Watch15 号 247-248 頁(2014)。

(78) 馬場陽「判研」税務事例 48 巻 9 号 38 頁 (2016)。

組については、生保年金二重課税判決も同様の理解であると考えられる⁽⁷⁹⁾。

本件判決で争点となったのは、前章第 1 節 6 の (2) の②の段階で発生したキャピタル・ゲイン課税を同④の段階で課税する所得税と同③の段階で課税する相続税の課税関係である。前記の生保年金二重課税判決の理解に鑑みれば、経済的利益の発生の場面も異にしており、また、その発生の元を辿れば、帰属する主体も被相続人と相続人で異にしている⁽⁸⁰⁾。すなわち、課税される所得分類もそうであるが、そもそもの所得の帰属先を異にしており、二重課税には当たらないと考えられる。

2 所得税法 60 条 1 項と所得税法 9 条 1 項 16 号の関係について

(1) 所得税法 60 条 1 項と所得税法 9 条 1 項 16 号の関係について⁽⁸¹⁾

シャウブ勧告は、キャピタル・ゲイン課税が無制限的に延期されることを防止する観点から、贈与、相続によって資産の移転があった場合にも、これを時価により譲渡があったものとして、それまでに生じている値上がり益を課税する方法を勧告し、これに基づいて、昭和 25 年の改正で、時価による「みなし譲渡課税」の制度が創設された。しかしながら、昭和 27 年の改正で、相続時の「みなし譲渡課税」は重い相続税の負担の上に更に負担を加重する結果となり、しかも現実的に金銭化されないのに所得として課税することは、納税者のみならず課税官庁にも理解しにくいということで、相続及び相続人に対する遺贈による財産の移転については、「みなし譲渡課税」を行わないこととし、相続人又は受遺者に被相続人の取得価額を引き継がせ、実際に資産が処分され、所得が実現するまで課税の延期が図られることになった。その後、「みなし譲渡課税」の制度は、累次の改正を経て、現在では、個人の資産が贈与（低額譲渡を含む。）や相続等により移転があった場合には、①それが法人に対する贈与のように技術的に課税

(79) 馬場・前掲注 (78) 40 頁参照。

(80) 馬場・前掲注 (78) 40 頁参照。

(81) この項においては、武田・前掲注 (23) 4296 頁、4313-4314 頁、注解所得税法研究会編・前掲注 (24) 648 頁以下を参照している。

の引継ぎができないものや限定承認等に係るものであるときは、その時点において時価による譲渡があったものとしてそれまでに生じているキャピタル・ゲインに対する清算課税を行うが、②それ以外の個人に対するものであるときは、その時点でのキャピタル・ゲイン課税は留保し、その代わり「取得価額の引継ぎ」の方法によって受贈者、相続人等がその資産を譲渡した段階で、前所有者（贈与者、被相続人等）の保有期間中のキャピタル・ゲインも含めてその課税を行うこととされている。

(2) 譲渡所得の趣旨と所得税法 60 条 1 項の趣旨について

譲渡所得は、資産の譲渡による所得であり（所得税 33 条）、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものであるとされる⁽⁸²⁾。いわゆる増加益清算説に基づいている。他方、所得税法 60 条 1 項は、居住者が同項 1 号所定の贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）により取得した資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算について、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなす旨を定めている。上記の譲渡所得課税の趣旨からすれば、贈与、相続又は遺贈であっても、当該資産についてその時における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして譲渡所得課税がされるべきところ（所得税 59 条 1 項）、所得税法 60 条 1 項 1 号所定の贈与等にあつては、その時点では資産の増加益が具体的に顕在化しないため、その時点における譲渡所得課税について納税者の納得を得難いことから、これを留保し、その後受贈者等が資産を譲渡することによってその増加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとしたものであり、その本旨は、増加益に対する課税の繰延べにある⁽⁸³⁾。この課税の繰延

(82) 最小判昭和 47 年 12 月 26 日民集 26 卷 10 号 2083 頁、最小判昭和 50 年 5 月 27 日民集 29 卷 5 号 641 頁参照。

(83) 最小判平成 17 年 2 月 1 日裁判集民 216 号 279 頁参照。

べについて、相続人等が、被相続人等の含み益について課税を受ける合理性として、贈与を含めて家族構成員間など人的に密接な関係のある者間で行われるであろうから、そのような場合は、相続人等は全く他人の税金を背負い込むわけではないであるとか、また、個人から個人へ相続等で受ける財産には、含み益に関する潜在的な租税債務が付着しているが、現行の相続税法は、そのような債務控除を認める明文の規定を置いていないとの説明ができるであろう⁽⁸⁴⁾。

(3) 所得税法 60 条 1 項と所得税法 9 条 1 項 16 号の関係について

ここで、本件各譲渡所得判決事案のように、居住者が、所得税法 60 条 1 項 1 号に定める事由によって取得した資産を誰かに譲渡したとする。その経済的利得について、所得税法 9 条 1 項 16 号の適用があるとすれば、当該経済的利得は、非課税となりそもそも所得とならないはずである。その場合、所得金額の計算に関する所得税法 60 条 1 項 1 号は適用対象を失い、その存在意義が不分明になる。したがって、所得税法が全体としてそのような仕組みを採っていないと理解することは、論理必然的ではないにしても相当の合理性がある⁽⁸⁵⁾。

所得税法 9 条 1 項と同法 60 条 1 項は、その規律領域を異にしているから、「所得税法は、被相続人の保有期間に係る資産の値上がり益に対し、相続人段階で課税することを予定しており（所得税法 60 条 1 項 1 号）、これを非課税所得とするのは所得税法の意図するところではない」という論理は、同法 9 条 1 項 16 号の適用を論ずる上で直接かつ決定的な論拠となるものでない。しかし、当該論理は、本件判決の結論が所得税法全体の構造から観察しても調和的であることを示している⁽⁸⁶⁾⁽⁸⁷⁾。

(84) 増井良啓「所得税法 59 条と 60 条の適用関係」税務研究事例 96 号 51-52 頁(2007) 参照。増井良啓教授は個人間の贈与を前提として述べられている。

(85) 馬場・前掲注(78) 42 頁。

(86) 馬場・前掲注(78) 42 頁。

(87) 谷口勢津夫教授は、非課税所得規定と課税所得規定の「2つの世界を分けるのは、所得税法の規定構造である。所得税法は、非課税所得について第1編第3章の中だけで完結的に規定しているのに対して、同章で規定している課税所得(7条)について

すなわち、この譲渡所得については、譲渡所得が含み益の清算課税であるという立場から、譲渡所得課税はあくまでも「資産を手離した人」に対する課税であり、過去の保有期間における資産の増加益に課税するものであって、取得費が引き継がれた場合には、まだ課税されていない増加益部分が受贈者や相続人の手に移ることになる。これに対して、贈与税や相続税は、資産を「手に入れた人」に「資産を手に入れた分だけ豊かになった」ことについて課税するものである。しかし、相続等が生じた場合、所得税法 60 条 1 項により、増加益については課税されていないままなので、譲渡をする時点で課税をする必要が生じるということであろう⁽⁸⁸⁾。

は、編を改めながらも連続性をもってその金額的表現のための規定（課税標準規定）を第 2 編第 2 章で定める、といういわば「別世界」構造を採用している」として、「非課税所得規定と課税所得規定の『別世界』構造においては、課税所得規定の『世界』に連結された課税標準規定（第 2 編第 2 章）の中で定められている相続財産に係る取得費の引継ぎ（60 条 1 項 1 号）の規定は、非課税所得規定の『世界』において当該相続財産が非課税所得に該当することおよび当該相続財産が時価で評価されることとは無関係に、適用されることにならざるを得ない」「このように考えると、所得税法 60 条 1 項の考え方は、上記の『別世界』構造に照らしても、正当化することができよう」と述べられている。谷口勢津夫『税法基本講義〔第 5 版〕』211—212 頁（弘文堂、2016）。

(88) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第 2 版〕』143 頁（弘文堂、2016）。

第 3 章 相続税とみなし配当所得の二重課税判決

本章では、相続税と譲渡所得の二重課税判決以外で、相続税と所得税の二重課税が問題となった相続税とみなし配当所得の二重課税判決について、地裁判決及び高裁判決の判示内容を概観し検討する。

第 1 節 地裁判決（大阪地裁平成 27 年 4 月 14 日判決⁽⁸⁹⁾）

1 事実の概要等

本件は、亡 A（以下「本件被相続人」という。）から相続により取得した株式会社（破産手続中の会社に係るもの）の株主として受領した残余財産分配金に係る所得のうち資本金の額を除いた分を所得税法 25 条 1 項 3 号のみなし配当金として配当所得の金額に計上して平成 22 年分所得税の確定申告をした原告らが、上記みなし配当金に係る所得は原告らが相続により取得した上記株式の基本権である残余財産分配金を受ける権利が実現したものの一部にすぎず、同法 9 条 1 項 16 号の規定（以下「本件非課税規定」という。）により所得税を課されないことを理由に、Y 税務署長に対し、平成 22 年分所得税の更正の請求をしたところ、Y 税務署長から、平成 23 年 8 月 30 日付けで、更正をすべき理由がない旨の本件各通知処分を受けたため、Y 税務署長の所属する国を被告として、本件各通知処分の取消しを求める事案である。

事実の経過については、以下のとおりである。

① 破産手続開始

株式会社 B（以下「本件会社」という。）は、平成 16 年 10 月 12 日、大阪地方裁判所により破産宣告を受け、破産手続が開始された。

② 本件会社に対する損害賠償請求訴訟

本件会社の元従業員ら及び C 労働組合（以下「本件労働組合等」という。）

(89) 裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=85288）（平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧）

は、平成 17 年及び平成 19 年、原告らないし本件会社を被告とする損害賠償請求訴訟を大阪地方裁判所に提起した。

③ 相続の開始

本件被相続人は、平成 18 年 10 月 29 日に死亡し、本件被相続人の妻である原告 X 1 と、本件被相続人の唯一の子である原告 X 2 は、相続により、本件被相続人が所有していた本件会社の全 9 万株の株式（以下「本件株式」という。）を含む相続財産を取得した（以下「本件相続」という。）。

④ 本件会社の清算手続開始

平成 19 年 5 月 15 日、本件会社の破産手続が終結し、同日、同破産手続の破産管財人弁護士を清算人として、本件会社の清算手続（以下「本件清算手続」という。）が開始された。

⑤ 相続税の申告

原告らは、平成 19 年 8 月 28 日、Y 税務署長に対し、本件相続に係る相続税の申告書を提出した。

その際、原告らは、相続税がかかる財産の明細書において、有価証券として本件会社の株式 9 万株（合計 4,500 万円）を記載し、その他の財産として未収入金（本件会社の清算配当金）3 億 6,269 万 6,500 円を記載した。

なお、上記合計 4 億 769 万 6,500 円については、原告らが、財産評価基本通達 189-6（清算中の会社の株式の評価）に基づいて、清算による残余財産分配見込額の推計計算をすることとしたものであり、具体的には、本件会社の破産残余引継金から、清算手続開始後に見込まれる不動産の売却等に係る収入や固定資産税の納付等に係る支出及び清算所得に対する税額などを加減算して計算したものである。

⑥ 本件労働組合等との和解等

本件会社は、平成 21 年 11 月 18 日、上記②に係る訴訟に関し、控訴審において、被控訴人として、控訴人ら（本件労働組合等）との間で、和解金として合計 2,400 万円の支払義務があることを認め、同年 12 月 25 日限りこれを支払う旨等を定めて、訴訟上の和解をし、同年 11 月 24 日、当該

和解金を支払った。

⑦ 本件会社の法人税の清算確定申告及び清算結了

本件会社は、平成 21 年 12 月 3 日、D 税務署長に対し、同月 1 日を残余財産確定の日として、平成 16 年 10 月 12 日、解散の清算確定申告書を提出し、本件会社は、平成 22 年 2 月 10 日、株主である原告らに対し、本件会社の解散による残余財産分配金（以下「本件各分配金」という。）を支払い、本件清算手続は結了した。

本件会社は、原告らに対して本件各分配金を支払うに当たり、1 株当たりの資本金等の額を 500 円、1 株当たりの配当等とみなされる金額を 3,979 円 24 銭とし、原告らは、保有している各 4 万 5,000 株に応じて、配当等とみなされる額の総額（資本金等の額を超える部分）として 1 億 7,906 万 6,037 円の支払を受けた。その際、本件会社は、所得税法 181 条 1 項及び 182 条 2 号の規定に基づき、上記みなし配当金の額に 100 分の 20 の税率を乗じて計算した 3,581 万 3,207 円を所得税として、それぞれ源泉徴収した。

⑧ 所得税の確定申告書の提出及び更正請求書の提出等

原告らは、平成 23 年 3 月 12 日、Y 税務署長に対し、平成 22 年分の所得税について、本件会社から交付を受けた本件各分配金のうち、資本金の額を超えて配当とみなされる部分（以下「本件各みなし配当金」といい、本件各みなし配当金に係る所得を「本件各みなし配当所得」という。）の額（1 億 7,906 万 6,037 円）を配当所得の金額として記載した各確定申告書を提出した。

原告らは、平成 23 年 4 月 27 日、Y 税務署長に対し、本件各みなし配当所得については本件非課税規定により所得税の課税対象とならないとして、配当所得の金額を零円とする平成 22 年分の所得税の各更正の請求（以下「本件各更正請求」という。）に係る請求書を提出したが、Y 税務署長は、平成 23 年 8 月 30 日付けで、原告らに対し、本件各更正請求については、その更正をすべき理由がないとする本件各通知処分をしたことから、国を

被告として通知処分取消訴訟を提起した。

本件の争点は、会社清算に係る残余財産を受け取った金額が、みなし配当所得として、課税されるか否かであり、所得税法 9 条 1 項 16 号の「相続、遺贈又は個人からの贈与」により取得するものに該当するといえるか否かである。

2 判旨

(1) 所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨及び本件への適用について

「所得税法 9 条 1 項は、その柱書において『次に掲げる所得については、所得税を課さない。』と規定し、その 16 号において『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）』を掲げている。同項柱書の規定によれば、同号にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される（最判 22 年参照⁽⁹⁰⁾。）」

「本件会社は本件相続開始当時、未だ破産手続が行われており、本件清算手続の開始前であって、債務も確定されておらず、残余財産の有無やその額も確定していなかったことからすれば、残余財産分配請求権を基礎とする本件各分配金に係る債権が既に具体的に発生していたということは

(90) 生保年金二重課税判決のことである。以下、当該判決及び高裁判決について同じ。

きない。また、原告らが本件相続により取得した本件株式の評価を本件各分配金の見込み額としたことは、本件相続時における本件株式の時価（相続税法 22 条参照）を客観的に評価する上で、清算による残余財産分配見込金の推計をすることとし、具体的には、清算手続開始後に見込まれる不動産の売却等に係る収入や固定資産税の納付等に係る支出及び清算所得に対する税額などを加減算して計算した結果にすぎず、かかる事実をもって、本件相続によって原告らが未だ具体的には発生していない本件各分配金に相当する経済的価値を相続によって取得したということとはできない。」

(2) 所得税法 9 条 1 項 16 号と相続により取得した株式に係るみなし配当所得の関係について

イ みなし配当課税の趣旨

所得税法 25 条 1 項 3 号⁽⁹¹⁾の趣旨は、清算手続が終了した法人の残余財産を株主等に対して分配することは形式的には法人の利益の配当には当たらないものの、当該法人が設立されてから清算に至るまでに社内に留保されていた利益積立金が、残余財産の分配という形をとって、法人の外に流出するものであるから、実質的には利益の配当に相当するといえることができるため、株主等が残余財産の分配として受けた経済的利益を配当とみなして課税することにしたものと解される。

そうすると、所得税法 25 条 1 項 3 号のみなし配当課税は、株主等が法人の清算によってそれまで当該法人に留保されていた利益を残余財産の分配として受けたことを課税対象とするのであるから、当該法人の株式を相続人が相続した場合における株式についての相続税の課税とは課税対象を異にするものであるし、また、上記みなし配当課税は法人に留

(91) 所得税法 25 条 1 項 3 号は、法人の株主等が当該法人の解散による残余財産の分配による金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本金等の額を超えるときは、所得税法の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、同法 24 条 1 項に規定する配当所得、すなわち、法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託及び特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得とみなす旨規定している。

保されていた利益の分配を原因として実現した経済的利益を課税の原因とするものであるから、上記みなし配当課税の対象となる経済的利益は、所得税法 9 条 1 項 16 号にいう相続等を原因として取得したものということとはできない。

したがって、清算手続終了前の株式を相続した場合に当該株式について相続税を課すことと、清算後に生じる留保利益の分配を原因としてみなし配当課税をすることが、所得税法 9 条 1 項 16 号によって禁止される二重課税に当たるということはできない。

ロ 原告らは、所得税法 25 条 1 項 3 号のみなし配当課税については相続した株式の留保利益に対する課税を繰り延べる規定はないから、原告らが取得価額を引き継ぐということはなく、被相続人が株式を保有していた期間における留保利益（みなし配当金）に相当する経済的価値について課税するとしても、これは当該株式を相続した際に相続税として課税することを所得税法が予定しているから、本件株式に相続税を課した上で本件各みなし配当所得に対して所得税を課税することは、本件非課税規定に照らして、許されないと主張する。

しかしながら、所得税法 25 条 1 項 3 号は、株主等が法人の残余財産の分配を受けた場合に資本金等の額を超える部分をみなし配当所得として所得税の課税対象とする旨を規定しており、当該分配を受ける原因となる株式の取得原因については何らの限定もしていない。また、同項柱書は、同項 3 号に掲げる法人の解散による残余財産の分配によって株主等が受ける「金銭その他の資産」について、条文上、その元となる留保利益が発生した時期を当該株主が株主であった期間に限定するようなこともしていない。そうすると、法人の株式を相続により取得した場合であっても、被相続人が保有していた期間に生じた留保利益に係る経済的価値を含めて「残余財産の分配」による「金銭その他の資産の交付」とし、そのうち資本金等の額を超える部分について同項 3 号のみなし配当課税をすることは、条文上、予定されているものといえる。

したがって、被相続人が株式を保有していた期間中に法人の内部に留保された利益について、相続開始後に、当該法人の株式を相続により取得して残余財産の分配を受けた相続人に対して、みなし配当所得として上記株式に対する相続税とは別に所得税を課税することは、所得税法 25 条 1 項 3 号から導かれるものというべきであり、かかる解釈が、本件非課税規定によって妨げられるものと解することはできない。

(3) 生保年金二重課税判決と本件各みなし配当金に係る配当所得課税の関係について

「本件各分配金は、本件会社の清算手続が終了して初めて具体的に成立するものと解すべきであって、原告らが本件相続によって取得したものであることはできないし、本件各みなし配当金に係る所得も、本件会社に留保されていた積立利益が本件会社の外に流出するときに初めて、被相続人が保有していた期間中の未実現の留保利益相当分も含めて、相続人らに対する課税所得として生じるものというべきであるから、本件相続によって原告らが取得した経済的利益ということとはできない。」

「以上のことからすると、平成 22 年最判は本件とは事案を異にするものであって、平成 22 年最判によっても、本件各みなし配当所得に対して所得税を課すことが妨げられることはない。」

第 2 節 高裁判決（大阪高裁平成 28 年 1 月 12 日判決⁽⁹²⁾）

大阪高裁は原審判決を引用し、控訴審においてなされた補充主張について、以下のように判示し、控訴を棄却した。

控訴人らは、「本件相続当時、破産手続中であった本件会社に係る本件株式に固有の経済的価値はないが、財産評価基本通達により、本件各分配金の経済的価値が相続税の課税価格計算の基礎に算入され、相続税の課税がされたため、

(92) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=86085)
(平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)

本件各分配金の経済的価値に対する相続税を納付した旨主張する。」

「しかし、本件において、控訴人らが、本件相続によって本件株式を取得し、その取得時における価額に相当する経済的価値を得たことによって、その担税力が増加したことは明らかである。」

本件株式は、破産手続開始決定後であっても、本件相続当時、合計 4 億 769 万 6,500 円（控訴人各自につき、2 億 384 万 8,250 円）という多額の残余財産が見込まれ、相応の経済的価値があるものであり、本件相続によって、かかる経済的価値を有する本件株式を取得したのであるから、同取得につき、本件株式を課税対象として、相続税法所定の相続税を賦課されるべきこととなる。

「控訴人らは、・・・本件株式に固有の経済的価値がないことを前提に、本件では、相続税も、所得税も、同じ残余財産分配請求権という経済的価値に対して課税されている旨主張する。」

しかし、本件株式に固有の経済的価値がないといえず、同株式について、残余財産が分配され、控訴人らは、各 2 億 156 万 6,037 円の分配を受け、同額から上記資本金相当分の 2,250 万円を控除した各 1 億 7,906 万 6,037 円のみなし配当金を得ている。所得税法 25 条 1 項 3 号が、株主等が法人の残余財産の分配を受けた場合、資本金等の額を超える部分の金額にかかる金銭その他の資産をみなし配当所得として、所得税の課税対象とする旨定めていて、同金銭その他の資産が、当該株主が株主であった期間に係るものに限定される旨定めていないことからすると、控訴人らが得た上記各 1 億 7,906 万 6,037 円のみなし配当金は、同号により所得税の課税対象となるものであって、控訴人らが、本件株式を相続により取得し、その後に残余財産の分配を受けた場合であっても、この理は変わらないと解するのが相当である。

「控訴人らに賦課された所得税の課税対象は、本件会社に係る残余財産分配請求権ないしこれに基づいて交付を受けたみなし配当所得であり、相続税の課税対象とは異なるものであったと認められる。」

「控訴人らは、・・・本件各分配金の経済的価値が、相続税の課税価格計算の基礎に算入されて相続税が課税されているので、これに所得税を課すことは、

二重課税に相当し、本件非課税規定に反し、許されない旨主張する」

「しかし、本件では、相続税と所得税の課税対象が異なっていて、所得税の課税対象である本件各みなし配当金が相続により取得されたもの（所得税法 9 条 1 項 16 号）に該当しないこと、確かに、本件では、本件株式の評価において、財産評価基本通達 189-6 に基づき、清算による残余財産分配見込額の推計計算がされているが、これはあくまでかかる方法によって本件株式の評価をしたに止まり、本件各みなし配当金を含む本件各分配金について相続税が課税されたものでないこと、所得税法が、本件株式の相続による取得とは別に、みなし配当所得が認められる場合に、同所得に対する課税を予定している」「したがって、平成 22 年最判は、本件と事案を異にするものであるといわざるを得ない。

第 3 節 検討

本件判決は、まず、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨について生保年金二重課税判決を参照して、「同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」とした。

そして、相続開始ときに、残余財産分配請求権を基礎とする本件各分配金に係る債権が既に具体的に発生していたといえないことを理由に、相続によって本件各分配金に相当する経済的価値を取得したといえないとした。当該判示は、生保年金二重課税判決の所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨を踏襲したことから、相続財産に含まれる未実現利益等と相続後に実現した当該未実現利益等に係る所得とが生保年金二重課税判決でいう同一の経済的価値か否か検討せざる得なくなつたとの指摘がある⁽⁹³⁾。また、本件判決が結論を導くのに「残余財産の有無やその額も確定していなかったこと」により、相続開始当時、本件各分配金

(93) 小島俊朗「相続税と所得税の二重課税問題について一大阪地裁平成 27 年 4 月 14 日判決を題材として」撰南法学第 53 号 11-12 頁 (2017)。

に係る債権が「既に具体的に発生していた」とは評価できないことを重視したとの評価がある⁽⁹⁴⁾。

次に、所得税法 9 条 1 項 16 号と相続により取得した株式に係るみなし配当所得の関係について、まず、みなし配当課税の趣旨について、清算手続が終了した法人の残余財産を株主等に対して分配することは、形式的には法人の利益の配当に当たらないものの、実質的には所得税法 25 条 1 項 3 号が定めるみなし配当課税は、株主等が法人の清算に伴い、それまでその法人に留保されていた利益を残余財産の分配として受けたことを課税対象とするものであるから、実質的には利益の配当に相当するといえることができるため、株主等が残余財産の分配として受けた経済的利益を配当とみなして課税することにしたものとし、みなし配当課税は、当該法人の株式を相続人が相続した場合における株式についての相続税の課税とは課税対象を異にするとし、みなし配当課税は法人に留保されている利益の分配を原因として実現した経済的利益を課税の原因とするものであるから、所得税法 9 条 1 項 16 号のいう相続等を原因として取得したものということとはできないとした。これは、所得税法 9 条 1 項 16 号は、相続等を原因とした財産の移転によって発生する所得に対して非課税とすることに留まるということを確認したものであると考えられる。

そして、本件株式の評価が残余財産分配金の見込み金額でされている理由については、相続時点での価値として他の評価方法がないからにすぎない、あくまでかかる方法によって本件株式の評価をしたに止まるとの判示をしている。佐藤英明教授は、ここから、相続税の対象となる「何か」と所得税の対象となる「何か」が「同一の経済的価値」であるかどうかを判断するに当たって、「取得された財産は何か」とは異なるアプローチが必要であるとの立場も成り立つ余地があり、その場合の手掛かりとして重要な要素の一つとして、相続財産がどのように評価されたかの事情をあげることができるかもしれないが、本件判決においては、この点は「評価の便宜」に止まるとの評価を下していると述べ

(94) 吉村政穂「判批」ジュリスト 1493 号 11 頁 (2016)。

られている⁽⁹⁵⁾。財産評価基本通達 189-6 において、「清算中の会社の株式」の価額は、清算の結果分配を受ける見込みの金額によって計算する旨定められているが、これは、開業前や休業中の会社の株式と同様に、事業活動を継続中である一般の株式と異なり、原則的評価方式において必要な配当金額や利益金額などを求めることができないので、事実上原則的評価方法及び配当還元方式によって評価することができず、また、仮にそれらの方法を適用することができたとしても、本来は、継続中である会社を前提としてそれぞれの株式の取引の実態に応じて定めているものであるもので、その方法を適用するのは適当ではないと説明される⁽⁹⁶⁾。このようなことから、これは清算中の会社の株式の評価方法が残余財産分配金の見込み金額とするのが適当であったということであって、そのことだけをもって、「同一の経済的価値」に相続税と所得税との二重課税を課したもとはならないであろう。

また、原告らのみなし配当課税については、当時の所得税法に 60 条のような相続した株の留保利益に対する課税を繰り延べる規定がないことを理由に、被相続人が株式を保有している期間における留保利益（みなし配当金）に相当する経済的価値は相続税として課税することを所得税は予定しており、所得税は所得税法 9 条 1 項 16 号の規定に照らして課税されない旨の主張に対して、所得税法 25 条 1 項 3 号が、資本金等の額を超える残余財産分配金等を所得税の課税対象としており、当該株主が株主であった期間に係るものに限定されおらず、また、本件株式を相続により取得した場合によってもこの理は変わらないとしている。また、生保年金二重課税判決後に定められた所得税法 67 条の 4 の規定ぶりからも所得税法が予定した合理的解釈であると裏付けられているとしている。このことから、所得税法 60 条 1 項の規定の適用範囲外の所得区分についても、所得税と相続税の課税対象とが異なると判断されるものについては、所得税法 9 条 1 項 16 号の規定が適用されないということであろう。

(95) 佐藤英明「判批」TKC 税研情報 25 巻 4 号 139 頁（2016）。

(96) 谷口裕之編「財産評価基本通達逐条解説〔平成 25 年版〕」724 頁（大蔵財務協会、2013）。

そして、みなし配当所得が、相続税の課税対象とは異なるものであったと解しているのは、相続税の課税対象とは、相続により財産を取得すること、すなわち、財産の移転による所得であると解しているのではないかと思われる。また、最後に、本件判決については、生保年金二重課税判決後に定められた所得税法 67 条の 4 を確認規定であると理解していると考えられる⁽⁹⁷⁾。

(97) 伊川正樹「判批」税務QA177号36頁(2016)。

第 4 章 生保年金二重課税判決の射程

第 1 節 生保年金二重課税判決と他の二重課税判決との異同

前章まで考察してきたとおり、生保年金二重課税判決と本件各譲渡所得判決、相続税とみなし配当所得の二重課税判決では結論の異なった判示内容となっている。生保年金二重課税判決と他の二重課税判決においては、所得税が潜在的な利益等を含んだ相続財産を相続人が相続し、相続人が保有している時点でその利益が実現するという構造に共通点が見受けられる。また、このことが生保年金二重課税判決以降の相続税と所得税の二重課税判決の訴訟が提起される要因になっていると考えられる⁽⁹⁸⁾。

ここで、前章まで検討してきたそれぞれの判決の事実関係等をまとめると以下のとおりとなる⁽⁹⁹⁾。

1 生保年金二重課税判決

生保年金二重課税判決では、みなし相続財産である年金受給権への相続税の課税と各年金への所得税への課税が二重課税に当たるとの判決が下された。当該判決においては、以下の事実関係がみられる。

- ① 相続直前において、被相続人又は相続人において潜在的な利益（生命保険契約で定められた死亡保険金と被相続人が支払った保険料との差額）が生じていると考えられる。当該保険金について、一時金払いと年金払いとが選択でき、一時金払いの場合は、当該差額については課税されていなかった。
- ② 当該年金受給権の取得は（相続を原因とするものでなく）被相続人の死

(98) 小島・前掲注 (93) 11 頁参照。

(99) それぞれの判決の事実関係及びその検討については、小島・前掲注 (93) 16 頁以下を参照し、参考としている。なお、小島俊朗教授は、経済的同一基準の適用を検討する上でそれぞれの判決の事実関係について考察されている。

亡（保険事故の発生）を原因としており、また、所得の発生（年金受給権の支分権に基づく各年金の受給）が相続後に生じている。

- ③ 相続開始時点において、年金の総支給額が予め生命保険契約で定まっている。

生保年金二重課税判決の特殊性は、同じ生命保険契約の中で、一時金と年金とで受取り方が選択でき、その選択により相続人に所得税が課税されるか否かに差異が生じるということである。また、生保年金二重課税判決は、相続により取得した年金受給権と各年金受給の原因である年金受給権の支分権の集合体を年金受給権と同視しているように思われる⁽¹⁰⁰⁾⁽¹⁰¹⁾。

2 本件各譲渡所得判決

本件各譲渡所得判決は、相続財産である不動産への相続税の課税と被相続人段階のキャピタル・ゲインへの所得税の課税は二重課税とまでは言えないとするものである。本件各譲渡所得判決については、次の事実がみられる。

- ① 相続開始時点において、被相続人に未実現利益（キャピタル・ゲイン）が生じていると考えられる。
- ② 当該不動産の取得は相続によるものであるが、所得課税がされる直接の原因は、当該不動産の譲渡であり、相続後に生じている。
- ③ 相続開始時点で被相続人から相続人へ承継されており、財産評価の問題はあるとしても、その時点でキャピタル・ゲインの金額が確定しているとみることでもできる。

(100) 小島・前掲注 (93) 20 頁。

(101) 武田昌輔教授は、生保年金二重課税判決で問題となった年金を、「年金という形式による一時金の分割払いたる性質を有しているのである」と述べられている。武田昌輔「事例研究第 113 回」税研 134 号 50 頁（2007）。また、各年金の元本部分の本質を売掛金の分割回収の場合と同じように単なる回収金であるとするものに、溝江論「長崎、年金払生命保険で二重課税、最高裁判決の問題点」札幌学院大学経営論集 3 号 14-15 頁（2011）。

3 相続税とみなし配当所得の二重課税判決

相続税とみなし配当所得の二重課税判決は、前述のとおり、相続財産である株式への相続税の課税と会社の解散による残余財産分配金に係るみなし配当金への所得税の課税は二重課税と言えないとするものである。当該株式については、次の事実が認められる。

- ① 相続開始時点において、当該株式に含み益（未実現利益）が生じていると考えられる。
- ② 当該株式の取得は相続によるものであるが、みなし配当金への所得課税の直接の原因は、当該法人の清算による残余財産の分配であり、相続後に生じている。
- ③ 相続開始時点においては、当該法人の清算手続は開始されておらず、みなし配当金の支給及びその金額が不確定である。

4 生保年金二重課税判決と他の二重課税判決との異同について

上記各①の事実関係のとおり、生保年金二重課税判決においては、潜在的な利益（保険金と保険料との差額）が被相続人又は相続人に存在していると考えられ、また、本件各譲渡所得判決では、相続開始時点で被相続人に未実現利益が発生していると考えられる。相続税とみなし配当所得の二重課税判決については、残余財産分配金に係るみなし配当の原資となる未実現利益が発生しているとも見られる。どの二重課税判決においても、相続開始時点で未実現利益等が発生しているとも見ることができると考えられる。本件各譲渡所得判決と相続税とみなし配当所得判決の場合については、被相続人の段階で発生していたと考えられる未実現利益について、被相続人の段階での課税が繰り延べられ、若しくは実現しなかったため課税されていなかったのが、相続人が保有した段階で実現したものについては所得税が課税されるということであろう。しかしながら、生保年金二重課税判決の場合については、第 1 章第 2 節の 5 で検討したとおり、生命保険契約に係る年金請求権がみなし相続財産であり、相続人が原始的に生命保険契約に係る年金請求権を

取得するので、保険金と保険料との差額についての潜在的利益は存在すると考えられるが、被相続人に直接的に帰属するというとはいえない。また、生命保険契約に係る保険金が一時的金払いである場合には、保険金と保険料の差額について課税されないという課税の不均衡もある。

また、各判決の②の事実関係については、潜在的利益等が実現する時期である。所得税法 9 条 1 項 16 号の非課税規定の適用される場面については、第 1 章第 1 節 6 の (2) で述べたとおり、相続人が相続により当該資産を取得した時点に限定されると考えられる。

このことについて、どの判決についても、相続後に所得課税の原因となる事象が発生していると考えられるが、生保年金二重課税判決については、相続により取得した年金受給権と各年金受給の原因である年金受給権の支分権の集合体を年金受給権と同視しているように考えられ、相続開始時点と同時に潜在的利益に係る所得が発生していると捉えていると思われる。

最後に、各判決の③の事実関係について、生保年金二重課税判決は、相続開始時点で生命保険契約により予め金額が確定しており、このことも生命保険契約の性質の一つと考えられる。

本件譲渡所得判決についても、財産評価の問題はあるが、相続開始時点で金額が確定しているとみることもできる。しかしながら、相続税とみなし配当所得の二重課税判決については、相続開始時点においては、その未実現利益の金額が不確定である。このことが当該判決の結論を導く要因の一つであったと考えられる。

第 2 節 生保年金二重課税判決の射程

前述した本件各譲渡所得判決及び相続税とみなし配当所得の二重課税判決は、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨については、生保年金二重課税判決を参照し、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものと

みなされるものを含む。）」について所得税を課さないこととしているのは、これらによる所得は、相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除するためのものであると解しているが、相続税と譲渡所得の二重課税判決である東京高裁平成 26 年 3 月 27 日判決⁽¹⁰²⁾では「その文言どおり、相続、遺贈又は個人からの贈与に起因する所得に対して所得税を課さないとするにとどまり、相続等によらない所得（相続等以外の他の原因による所得）に対してまで所得税を課さないとする趣旨を含むものではない」とし、また、相続税とみなし配当所得の二重課税判決である大阪高裁平成 28 年 1 月 12 日判決⁽¹⁰³⁾においては「相続等によらない所得についてまで所得税を非課税とするものではない」としている。ここでいう相続等に起因する所得とは、第 1 章第 1 節 6 の（2）で述べた「③相続人が相続により当該資産を取得した時点」で被相続人から相続人への相続等により資産が移転することにより相続人等に発生する所得であると思われる。前述した所得税法 9 条 1 項 16 号の沿革では、当該条項は、所得税法が包括的所得概念を採用したことに伴い、一時所得についても課税することとなり、財産を相続する・贈与されることについても一時所得に当たることから、その調整のために導入された経緯がある。これらのことから勘案すれば、相続等に起因する所得すなわち財産が移転することによる所得以外のものについては、原則的には、所得税法 9 条 1 項 16 号が適用されないと考える。

また、相続税と譲渡所得の二重課税判決である東京高裁平成 25 年 11 月 21 日判決⁽¹⁰⁴⁾では、「平成 22 年最判⁽¹⁰⁵⁾は、相続人が保険会社から受領する年金払特約付き生命保険の年金について本件非課税規定⁽¹⁰⁶⁾により所得税が課せられ

(102) 税資 264 号順号 12443 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2014/pdf/12443.pdf>) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(103) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=86085) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)

(104) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=84386) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(105) 生保年金二重課税判決のこと。以下も同様である。

(106) 所得税法 9 条 1 項 16 号のことである。

ないかどうかの問題となった事案であり、本件とは異にしている」との判示しており、大阪高裁平成 28 年 1 月 12 日判決⁽¹⁰⁷⁾は、「所得税法が、本件株式の相続による所得とは別に、みなし配当所得が認められる場合に、同所得に対する課税を予定していることは、いずれも・・・認定説示したとおりである。したがって、平成 22 年最判は、本件と事案を異にするものである言わざるを得ないと判示している。これらの事案と生保年金二重課税判決が事案を異にしている理由は、やはり前述した生命保険契約に係る生命保険金及び年金受給権の課税関係等の特殊性があったということであろう。よって、生保年金二重課税判決の射程については、直接的には、当該判決で問題となった保険会社から受領する生命保険契約に係る年金（受給権）に限られることが考えられる⁽¹⁰⁸⁾。そこから生命保険契約に係る年金（受給権）の性質を鑑みれば、本来の相続財産ではなく相続税法上のみなし相続財産等で、相続人等が原始的に取得する資産であり⁽¹⁰⁹⁾、相続開始時点で将来得ることのできる受領額が確定しており⁽¹¹⁰⁾、納税者の選択により、課税関係の不均衡が起るような財産は、生保年金二重課税判決の射程が及ぶ可能性があると考ええる。

(107) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=86085) (平成 29 年 6 月 23 日最終閲覧)。

(108) 篠原・前掲注 (49) 48 頁では、「本判決の射程を生命保険金（すなわち「相続税法 3 条 1 項 1 号に定める財産」）に限定すれば経済理論と整合的である」とする。

(109) 浅妻章如教授は、「最判平成 22 年 7 月 6 日と、東京高判平成 25 年 11 月 21 日との違いとしては、前者は原始取得の事例です。奥さんが保険会社に対して請求権を持つという原始取得で、夫から受取る（夫から承継する）ものではないというわけです。一方で、東京高判平成 25 年 11 月 21 日の事件というのは、これは不動産を親から引き継ぐという、承継取得であって、その場合は所得税法 60 条に従って、租税属性が引き継がれるというわけです。東京高判平成 25 年 11 月 21 日などにつきまして、租税判例研究会等でも、今のところ、裁判所は原始取得と承継取得の違いをもって、最判平成 22 年 7 月 6 日と、それから所得税法 60 条が適用される事案との区別をしているのではないかというふうに整理がされていると私は認識しております」と述べられている。浅妻章如「最判平成 22・7・6 と最大決平 25・9・4 後の相続税制と離婚婚制」租税研究 793 号 55 頁 (2015)。

(110) 三木義一教授は、生保年金二重課税判決の射程について、「どこまで及ぶのかにも慎重な判断が必要であろう」とし、「本件判決の射程距離は、相続後の受給額が本件のように確定しているものに確定すべきで、不確定な将来収益を前提として相続時に評価されるものは対象とならないと解するべきであろう」と述べられている。三木他・前掲注 (45) 1364 頁 (2006)。

結びに代えて

生保年金二重課税判決は、それまでの課税実務の変更を伴うものであったため、世の中に衝撃に与えた。その後、相続時に未実現である含み益等について、相続税と所得税の二重課税についての訴訟が提起されることとなったが、生保年金二重課税判決以降の訴訟においては納税者の請求は棄却されている。どのような二重課税を排除すべきとするかは租税政策の問題であり、相続税と所得税との二重課税の問題は、所得税法 9 条 1 項 16 号が適用されるか否かの問題であることから、まず同号の沿革及び趣旨からその適用範囲について考察した。そして、所得税法 9 条 1 項 16 号は、相続人が相続により当該資産を取得した時点において適用されるとの結論を得た。また、生保年金二重課税判決について検討した結果、生命保険契約に係る課税関係等について特殊性が認められた。

続いて、生保年金二重課税判決以降に提起された所得税と相続税の二重課税に係る判決について検討すると、原則的な考え方として、所得税法 9 条 1 項 16 号が適用されるのは相続等に起因する所得に対してであり、相続等以外の他の原因による所得にまで適用が及ばないという枠組の中で判決が下されたと考えられる。

そのことからすれば、相続税と所得税の二重課税判決の中で、生保年金二重課税判決において、問題となった生命保険契約に係る課税関係等に特殊性があり、その射程は限定的であると考えられる。

相続税と所得税の二重課税の問題については、相続税と所得税との関係、所得の実現概念等が絡む難解な問題を含んでいると考える。これらについて、より深度ある研究を進めることを今後の課題としたい。